

# 21世紀の 尼崎運河再生プロジェクト 基本計画



平成 20 年 5 月

21 世紀の尼崎運河再生協議会

# 目次

1. 21世紀の尼崎運河再生プロジェクト基本計画の位置づけ .....	1
1.1 基本計画策定の目的 .....	1
1.2 基本計画の策定にあたって .....	1
1.3 基本計画の構成 .....	1
2. 尼崎運河の概要 .....	2
2.1 尼崎運河の位置 .....	2
2.2 運河の果たしてきた役割 .....	3
2.3 尼崎運河地域の歴史と文化 .....	4
2.4 尼崎運河地域の交通アクセス .....	6
2.5 尼崎運河地域と関連プロジェクト .....	7
3. 尼崎運河の現状 .....	8
4. 尼崎運河の再生の目標と方針 .....	9
4.1 目標 .....	9
4.2 目標に向けた取り組み方針 .....	9
5. 尼崎運河の多目的利用計画 .....	10
5.1 運河利用環境の充実 .....	10
5.2 施設整備・利用方針 .....	12
5.3 各運河の施設整備・利用イメージ .....	14
6. 多目的利用の展開方策 .....	24
6.1 企業・市民が参加できるシステムづくり .....	24
6.2 サイン等の誘導方策 .....	26
6.3 舟運の検討 .....	27
7. 事業の実施スキーム .....	29
7.1 整備地区の優先づけ .....	29
7.2 事業のスキーム（流れ） .....	32
7.3 事業のロードマップ .....	32

# 1. 21世紀の尼崎運河再生プロジェクト基本計画の位置づけ

## 1.1 基本計画策定の目的

尼崎の南部臨海地域には縦横に走る運河や河川があり、古くから水運に利用され、高度成長期(1950～1970年代)には港湾物流機能や産業機能として活用され、尼崎を阪神工業地帯の中核的存在として発展させるための重要な役割を担ってきました。

しかし、近年、産業構造や物流体系の変化等によって、その従来の役割や機能は次第に低下しつつあります。ただ一方、これらの運河や河川は、土地の低い南部臨海地域を高潮や豪雨による浸水から守る閘門式防潮システムの一環としての役割も果たしています。

一方、「尼崎 21 世紀の森構想」、「リフレッシュポートあまがさき」計画、「尼崎シーブルー事業」等に基づき、地域の緑化や河川の整備、水質の浄化等が着々と図られており、運河周辺は市民にうるおいと安らぎを与える水辺環境空間として、また、尼崎の森スポーツ健康増進施設など周辺の施設とともに都市のアメニティ空間として、大きなポテンシャルを有しています。

このような状況を背景として、『21 世紀の尼崎運河再生プロジェクト基本計画』は、尼崎南部臨海地域の貴重な財産である運河や河川を有効に生かし、運河を核とした魅力ある地域づくりを目指し、その推進を図ることを目的に策定するものです。

## 1.2 基本計画の策定にあたって

本計画の策定にあたっては、学識経験者・地域団体・周辺企業・兵庫県・尼崎市等からなる「21 世紀の尼崎運河再生協議会」を設立し、多様な立場の意見・提案をとりまとめ、また、対象地域内の企業へアンケート調査を実施し、運河再生に関する企業の声のうかがいながら、この基本計画を作成しました。

## 1.3 基本計画の構成

この基本計画は、2～3章で尼崎運河の概要と現状の課題を整理し、4章で運河再生の目標と取り組み方針を設定しています。5～6章では長期的な尼崎運河の再生に向けた「尼崎運河の多目的利用計画」および「多目的利用の展開方策」を定め、7章では、短期的な事業を中心とした、運河再生事業の実施スキームをとりまとめます。

## 2. 尼崎運河の概要

### 2.1 尼崎運河の位置

#### 1) 尼崎運河の位置

尼崎運河は、尼崎市の南部臨海地域に位置し、大阪平野の西部、兵庫県の東南部に位置します。

#### 2) 尼崎運河地域の対象範囲

尼崎運河地域は、概ね国道43号から南側の中島川、武庫川に挟まれた尼崎港を中心とする地域です。

#### 3) 運河の名称と既存施設

尼崎運河は、次の運河・河川で構成されています。(全延長 12.4km)

きたほり 北堀運河 (1.1km)	ひがしほり 東堀運河 (1.9km)	なかほり 中堀運河 (0.7km)	にしほり 西堀運河 (2.3km)
みなみほり 南堀運河 (0.9km)	よもがわ 蓬川 (1.7km)	しょうげがわ 庄下川 (1.7km)	きゅうさもんどがわ 旧左門殿川 (2.1km)

また、尼崎運河の機能、役割を維持するため、次のような施設があります。

こゝろ 閘	もん 門：尼ロック（尼崎閘門）
みづ 水	門：丸島水門、北堀水門、庄下川水門
はい 排水機場	東浜第一・第二・第三排水機場、松島排水機場
とね 跳ね橋	東高洲橋

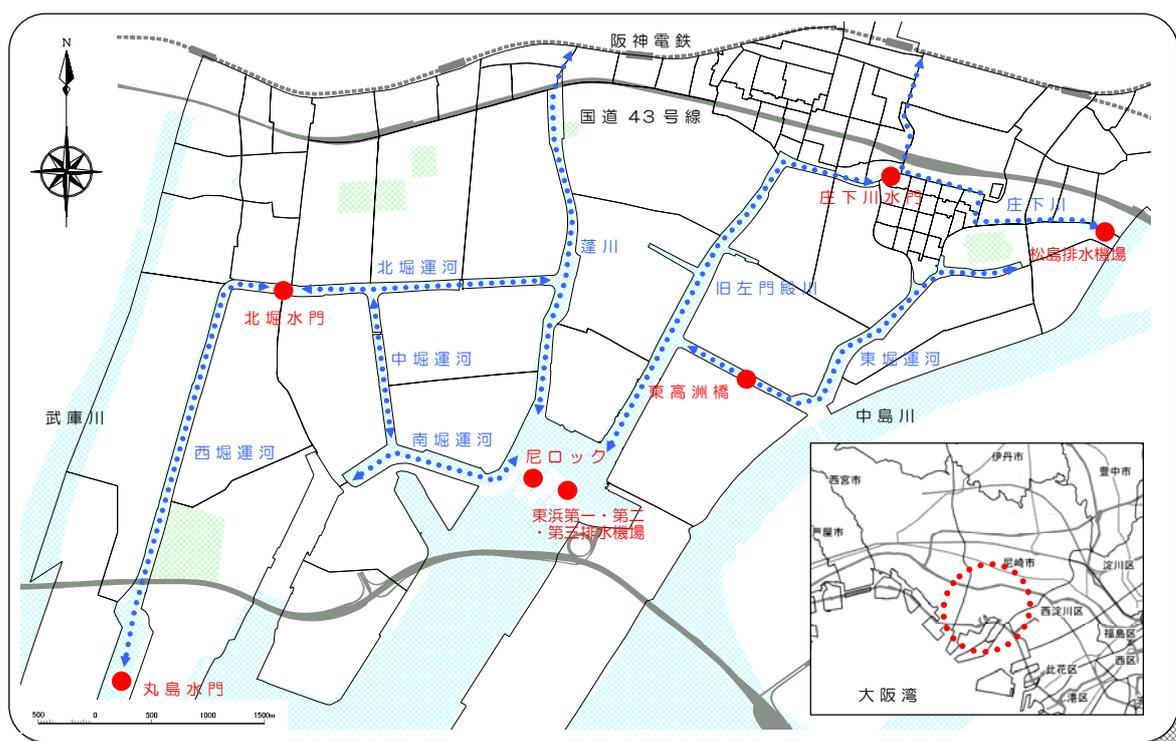


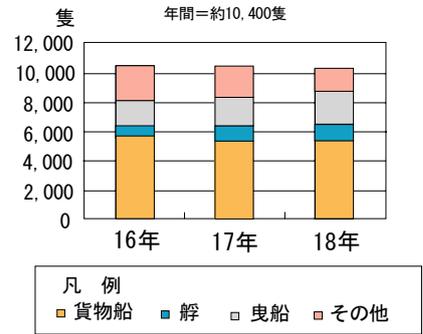
図 1 尼崎運河の位置図

## 2.2 運河の果たしてきた役割

### 1) 水運機能

尼崎運河には、前後二つの水門を交互に開閉し、海水が水位の低い運河内に流れ込むのを防ぎながら、船を航行させる尼崎閘門が設置されています。(パナマ運河方式)

尼崎閘門は24時間通行が可能で、現在も年間で約1万隻の貨物船が通行しており、臨海地域の物流に運河が重要な役割を果たしています。



(閘門操作記録等集計表より作成)

図 2 尼崎閘門通過(入出港)隻数

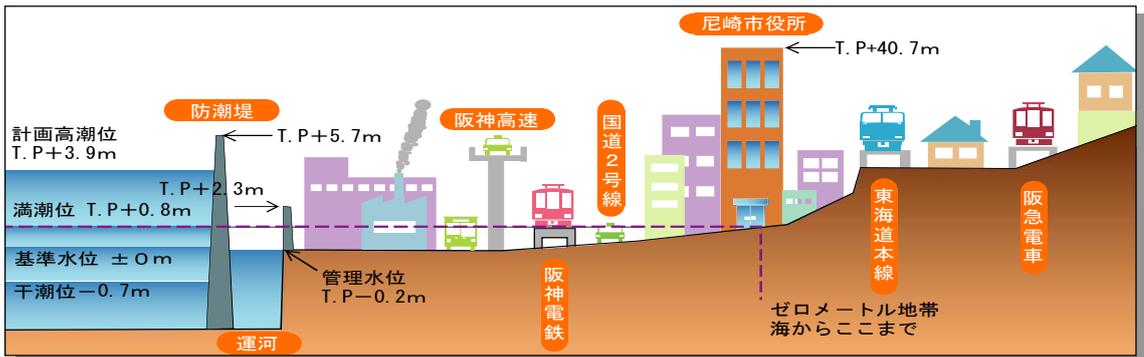
### 2) 防災機能

尼崎市の南部臨海地域では、工業用水の汲み上げによる地盤沈下が昭和30年代初頭にピークを迎え、ゼロメートル地帯といわれる水面より低い土地が地域の40%以上に達しました。これらの地域では、常に高潮や豪雨災害の危険性にさらされ、昭和25年のシェーン台風では大きな被害を受けました。

高潮の被害から尼崎市域を守るため、臨海部はすべて防潮堤で囲まれ、豪雨時には庄下川と蓬川から流れ込む水を堤外へ出すため、運河・河川に整備された排水機場がフル稼働します。平成17年度に完成した閘門集中コントロールセンターでは、最新技術により閘門や排水機場などを24時間操作・監視することによって、尼崎市に立地する企業や市民の財産を守っています。



図 3 シェーン台風の被害範囲



※T.P.とは東京湾平均海面のことで標高の基準を示します。(一般的な地図の標高値はこの高さが基準となっています)

図 4 尼崎市の南部臨海地域におけるゼロメートル地帯の概要



図 5 シェーン台風の浸水被害状況(昭和25年9月3日撮影)

3) 企業の運河利用状況

尼崎運河における企業の専用岸壁の利用状況と、船の運航状況は次のとおりです。

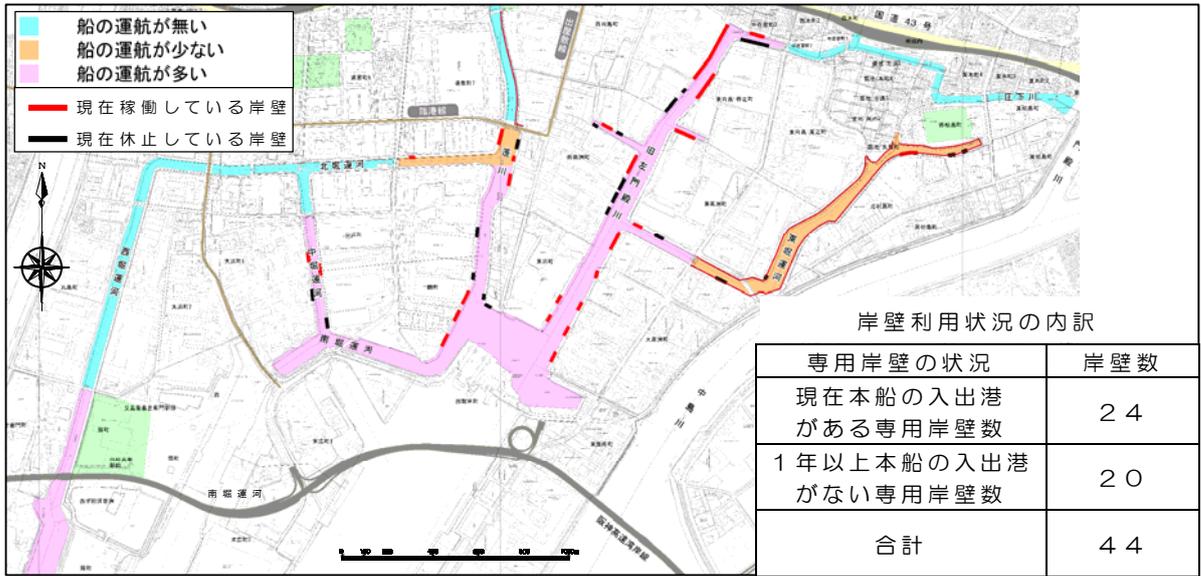


図 6 専用岸壁の利用状況

2.3 尼崎運河地域の歴史と文化

1) 港と運河の移り変わり

明治42年～昭和41年までの港と運河の移り変わりのようすを下図に示します。

尼崎運河は、阪神間の工場用地造成を目的とする尼崎築港(株)の尼崎港埋立工事の過程で形成されました。昭和4年に設立された尼崎築港(株)は、翌昭和5年から埋立工事に着工、昭和23年6月に竣工し、46万坪もの用地が造成されました。その後、昭和25年のジェーン台風の惨禍を契機に、閘門式防潮堤による恒久的な高潮対策を行うこととなり、尼ロックが建設されました。



図 7 尼崎運河の移り変わり

2) 地域の素顔

尼崎運河地域を特徴づける要素としては、以下の施設等が挙げられます。

表 1 尼崎運河地域の代表施設一覧

運河施設	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 尼崎運河 ・ 尼ロック ・ であい橋 ・ 丸島水門 ・ 北堀水門</li> <li>・ 東高洲橋 ・ 庄下川水門 ・ 松島排水機場 東浜第一 第二、第三排水機場</li> </ul>
主たる企業	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ クボタ ・ 白石工業 ・ 日本ヒューム ・ 古河電気工業</li> <li>・ 住友金属工業 ・ 三菱電線工業 ・ ダイソー ・ アマテイ</li> <li>・ 神鋼鋼線興業 ・ 日新製鋼 ・ 日油 ・ 関西熱化学</li> <li>・ 日亜鋼業 ・ 日本鍛工 ・ 旭硝子 ・ 大阪カコウムテクノロジーズ</li> <li>・ ユニチカ（記念館）</li> </ul> <p style="text-align: center;">（網掛けは近代化産業遺産に指定された建物を所有する企業）</p>
緑地	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 尼崎の森・中央緑地 ・ 元浜緑地 ・ 祇園橋緑地 ・ 西向島公園 ・ 道意公園</li> </ul>
文化スポーツ	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 築地のまちなみ ・ 初島大神宮（だんじり祭） ・ 辰巳八幡神社</li> <li>・ 尼崎スポーツの森 ・ 東部第一浄化センター（屋上広場・テニスコート・ビオトープ）</li> <li>・ 尼崎テクノランド（ゴルフ・サッカー・テニスコート）</li> <li>・ サンランド武庫川（ゴルフ・テニスコート）</li> </ul>
その他	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 国際環境専門学校 ・ 尼崎リサーチイノベーションセンター（ARIC）</li> <li>・ 近畿高エネルギー加工技術研究所 ・ ものづくり支援センター</li> <li>・ 尼崎市立クリーンセンター ・ 尼崎市立資源リサイクルセンター</li> </ul>



図 8 尼崎運河の概要図

2.4 尼崎運河地域の交通アクセス

尼崎運河地域の公共交通機関としては、尼崎市営バスと阪神電鉄バスが運航中で、尼崎運河地域にアクセスすることはできますが、昼間の運行本数は 1 時間に 1 本程度と非常に少なく、通勤時間帯に集中しています。



図 9 尼崎運河地域のバス路線図

表 2 尼崎運河地域のバス路線と時間帯別運行本数

バス会社	尼崎市営バス												阪神バス・阪神電鉄バス																															
	出発	阪神出屋敷			阪神出屋敷			阪神尼崎			JR立花			武庫川	JR尼崎			阪神尼崎	阪神尼崎																									
周回ルート	終着	阪神出屋敷			松下PDP前			クリーンセンター第2			武庫川			松下PDP前	尼崎テクノランド前			JR尼崎	尼崎スポーツの森	阪神西宮																								
対象バス停	阪神出屋敷				阪神出屋敷				阪神尼崎				阪神センタープール				武庫川				大物				阪神尼崎				阪神尼崎															
目的施設	元浜緑地 北堀・西堀・中堀 蓬川								元浜緑地 北堀・西堀・中堀 蓬川								庄下川 東堀 尼ロック				元浜緑地 北堀・西堀・中堀 蓬川				元浜緑地 北堀・西堀・中堀 蓬川				元浜緑地 北堀・西堀・中堀 蓬川				東部第1浄化 センター スポーツ施設				元浜緑地 北堀・中堀・蓬川 スポーツの森				元浜緑地 北堀・西堀・中堀 蓬川			
系統	右回り(80-1)				左回り(80-2)				85系統				70系統				30系統				60系統				90系統				52系統				尼崎スポーツの森線				西宮尼崎線							
土日祝	平日	土曜	日祝	平日	土曜	日祝	平日	土曜	日祝	平日	土曜	日祝	平日	土曜	日祝	平日	土曜	日祝	平日	土曜	日祝	平日	土曜	日祝	平日	土曜	日祝	平日	土曜	日祝	平日	土曜	日祝											
	時刻	6時台	1	1	1	-	-	-	1	-	-	1	1	1	-	-	-	6	1	1	-	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-									
7時台		5	2	2	1	1	1	3	2	1	7	3	1	3	2	2	6	1	1	-	1	-	-	-	-	-	2	2	1	-	-	-	-	-										
8時台		2	1	-	2	1	1	2	2	1	6	2	2	3	3	3	3	4	4	1	-	-	-	-	-	3	1	1	-	-	-	-	-	-										
9時台		1	1	1	2	1	1	-	-	-	3	1	1	2	1	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1	1	1	1	1	1	-	-	-	-									
10時台		1	1	1	1	1	1	-	-	-	1	2	1	2	1	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1	1	1	1	1	1	-	-	-	-									
11時台		1	1	1	1	1	1	-	-	-	1	1	1	2	1	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1	1	1	1	1	1	1	1	-	-									
12時台		1	1	1	1	1	1	-	-	-	1	1	1	2	1	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1	1	1	1	1	1	-	-	-	-									
13時台		1	1	1	1	1	1	-	-	-	1	1	1	2	1	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1	1	1	-	-	-	-	-	-	-									
14時台		1	1	1	1	1	1	-	-	-	2	2	2	2	1	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1	1	1	1	1	1	-	-	-	-									
15時台		1	1	1	1	1	1	-	-	-	-	1	2	1	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1	1	1	1	1	1	-	-	-	-	-									
16時台		1	1	1	1	1	1	-	-	-	2	1	-	2	1	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1	1	1	2	2	2	1	1	1	1									
17時台		2	1	1	1	1	1	-	-	-	1	1	1	2	1	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1	1	1	-	-	-	-	-	-	-									
18時台		2	1	1	1	1	1	-	-	-	1	1	1	3	2	2	-	-	-	-	-	-	-	-	-	3	1	1	-	-	-	-	-	-	-									
19時台	1	1	1	1	1	1	-	-	-	-	1	1	1	2	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	-	-	-	-	-	-	-									
20時台	1	1	1	-	-	-	1	1	1	1	2	2	2	1	1	4	4	4	-	-	-	-	-	-	2	1	1	-	-	-	-	-	-	-										
21時台	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1	1	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-										
22時台	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-										

(平成 20 年 4 月調べ)

## 2.5 尼崎運河地域と関連プロジェクト

### 1) 尼崎シーブルー事業計画

防災機能と引き替えに閉鎖性が高くなり、工業の発展と共に悪化した水環境(茶色く透明度が低い)を、昔のように青く透き透った海へと改善することを目指しています。(平成17年から実証実験を実施し、現在も継続中です)



図 10 シーブルー事業の実験箇所

#### 尼崎シーブルー事業計画の概要

- 目標
  - ー尼崎に青い海を取り戻すー
  - 透明度が高く、魚影が見え、悪臭やゴミのない海
- 水質改善方策
  - 透明度・DOを柱とした総合的な水質改善による青い海の再生

### 2) 阪神なぎさ回廊

阪神なぎさ回廊は、尼崎・西宮・芦屋の臨海地域の、海辺の魅力があふれる遊歩道や親水性の高い護岸などを結ぶ回廊で、自転車道(尼っ子りんりんロード)やウォーキングコースが整備されています。

平成16年4月に策定された「瀬戸内なぎさ回廊づくり構想」の一環で、現在は、回廊ルート上に「回廊サイン」を整備中です)



図 11 尼崎運河地域のなぎさ回廊

#### 阪神なぎさ回廊の概要

- 基本理念
  - 「人と海が豊かにふれあえるなぎさづくり」
- 基本計画
  - 回遊性をもった遊歩道整備、サイン配置計画、マップ作成

### 3) リフレッシュポート尼崎

平成2年～平成12年頃にかけて、水際の親水性を高めることを目的とした緑地帯やボードウォークなどを、北堀運河を中心とした一部運河沿いを整備しました。

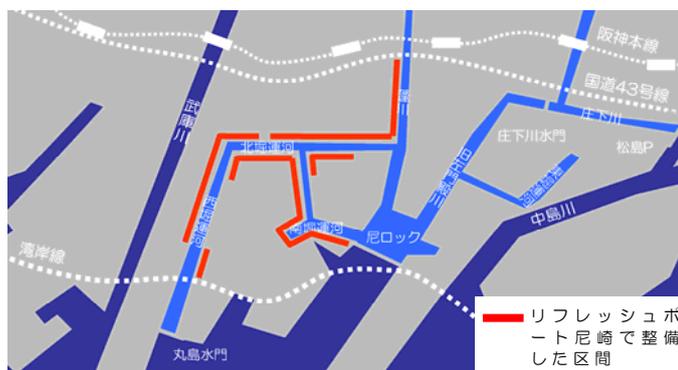


図 12 リフレッシュポート尼崎で整備した区間

### 4) 21 世紀の尼崎の森構想

「森と水と人が共生する環境創造のまち」段階的整備による100年の計、という構想の元、平成14年3月に「尼崎21世紀の森構想」が策定され、同年8月に「尼崎21世紀の森づくり協議会」が発足しました。

平成18年5月に、尼崎スポーツの森が竣工し、現在は尼崎の森中央緑地の工事を引き続き行っています。

### 3. 尼崎運河の現状

尼崎運河には、市民にうるおいと安らぎを与える「水に親しめる散策路」が整備されてきております。また、運河周辺には、歴史・文化的な資源や産業施設が多く立地するなど、魅力ある都市観光資源を有していますが、過去の公害や交通アクセスなど、問題点も存在します。

図 13 に、「21 世紀の尼崎運河再生協議会」における「尼崎運河に関する現状」の意見を集約し、問題点と共に整理します。

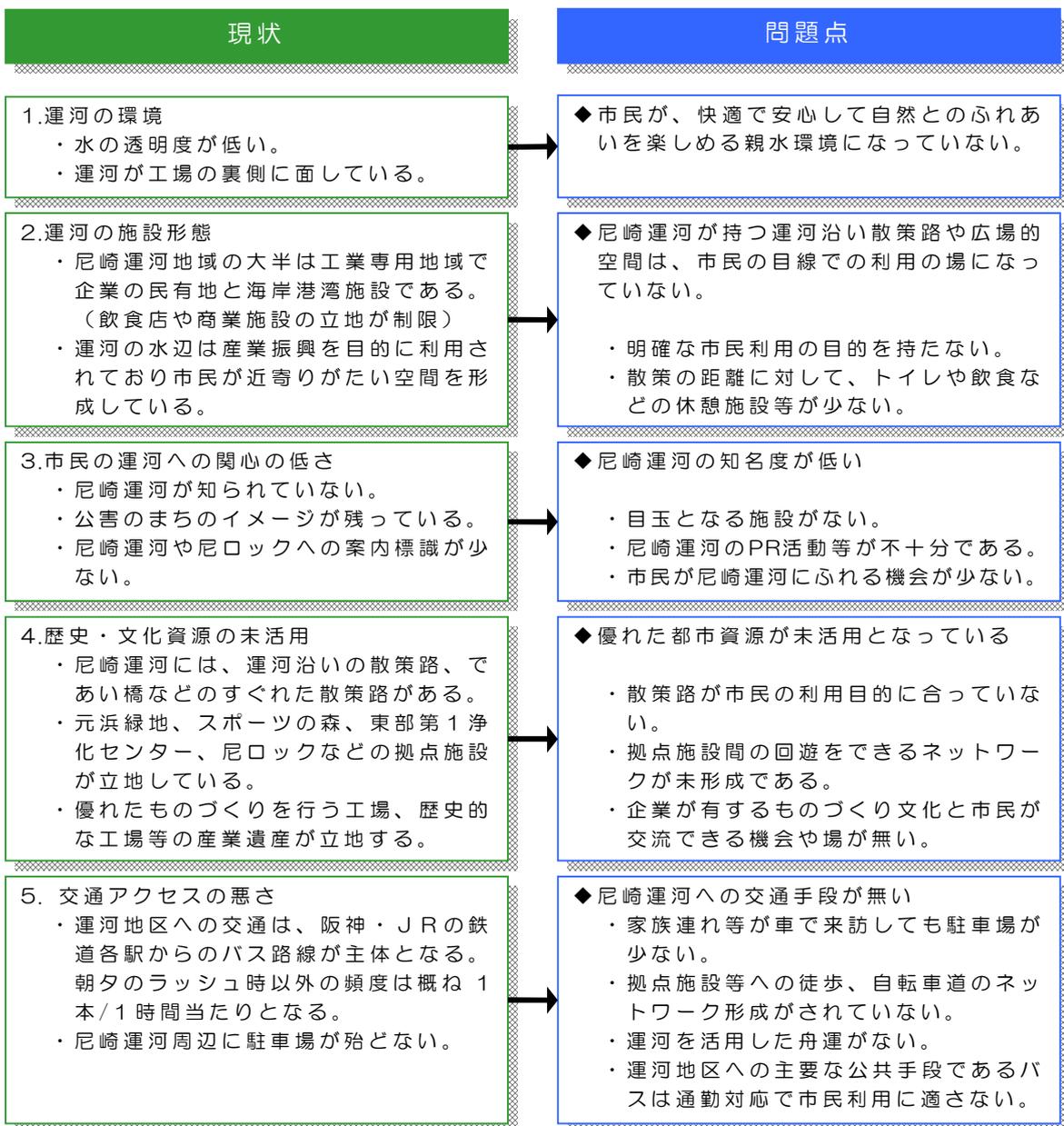


図 13 尼崎運河の現状と問題点

## 4. 尼崎運河の再生の目標と方針

### 4.1 目標

尼崎運河再生の目標は、尼崎運河地域が、水と緑と賑わいのある運河へと再生することを期待し、次のように設定します。

#### 尼崎運河再生の目標

世界的にも高い水準のモノづくり産業が集積する尼崎の特色を活かし、  
尼崎臨海地域の貴重な財産である運河や河川を核に、

**自然と人と産業との良好な共生関係による持続的発展が可能な  
21世紀の環境先進都市の創造をめざす。**

### 4.2 目標に向けた取り組み方針

尼崎運河の現状と問題点をふまえ、目標に向けた取り組み方針を次のように設定します。

#### 尼崎運河再生の取り組み方針

- ① 運河や河川の新しい価値を見出し、運河や河川を活用した活性化を図る。
- ② 人々が集まり、憩える空間を提供し、市民が水辺に近づく環境を形成する。
- ③ 運河を核としたイベントを通じて、企業と市民の新しい良好なコミュニケーションスタイルの形成を図る。

以上の取り組み方針をふまえた上で、目標を具現化するために、次章以降では以下の内容についてとりまとめます。

第5章 「尼崎運河の多目的利用計画」 →（方針①および②に対応）

自然と人と産業の良好な共生関係により、持続的な発展を行うためには、良好な環境と、企業による物流機能に支障を与えない範囲で、運河を多くの人に利用してもらう「場」の提供が必要です。そのために、運河を多目的な用途で利用してもらえよう、運河利用環境（施設整備）の充実に取り組んでいきます。

第6章 「多目的利用の展開方策」 →（方針③に対応）

企業や市民が相互に運河を利用するためには、企業や市民が参加し、利用者が運河機能を維持するためのルールづくりが必要です。また、市民や企業等の運河利用者が交流し、双方を理解する機会が必要です。

そこで、運河利用の展開方策として、アドプトシステムを活用した運河の良好な環境を持続するためのシステムや市民や企業が参加するイベント等のソフト展開に取り組んでいきます。

## 5. 尼崎運河の多目的利用計画

4章で定めた尼崎運河再生の目標と取り組み方針を受け、本章では尼崎運河の多目的利用計画をとりまとめます。

### 5.1 運河利用環境の充実

#### 1) 尼崎運河が提供可能な「場」と想定される年齢層の関係

子供から高齢者までの多様な年齢の市民に運河を利用してもらうためには、これらに応じた多様な「場」を提供する必要があります。

尼崎運河地域に立地する既存施設を拠点施設として考えた場合、拠点と連携しながら提供可能な「場」と、それぞれの「場」に想定される利用年齢層の関係を図に表したものを図 14 に示します。

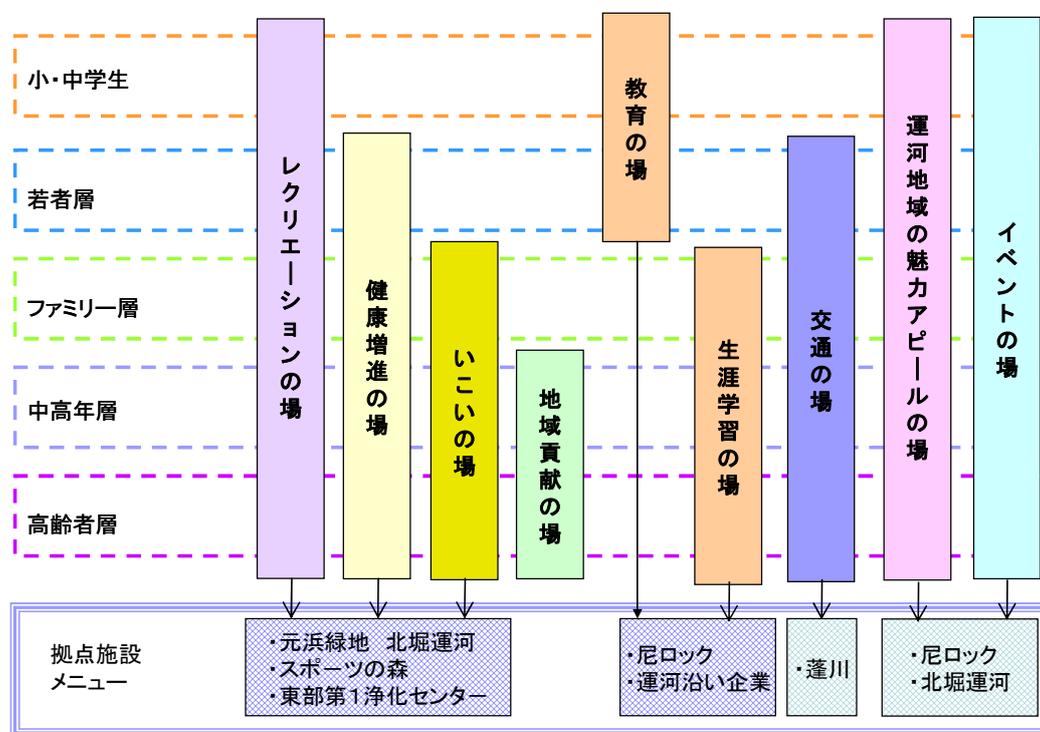


図 14 提供可能な「場」と年齢層の関係

尼崎運河で「場」を提供可能な空間を大別すると、ひとつは「運河水面」で、もうひとつは「護岸・散策路空間」の2つです。尼崎運河では、子供から高齢者までの多様な年齢層の市民が利用できるように、拠点施設と連携を図ると共に、この2つの空間を適切に整備する必要があります。

#### 2) 場の提供に必要な機能（施設）の検討

それぞれの「場」を提供するために必要な機能（施設）について、尼崎運河で展開可能と考えられるメニューと共に表 3 に示します。

表 3 尼崎運河で提供可能な「場」のメニューと必要な施設

場の提供メニュー	利用メニュー	提供可能な運河の条件（欠補地区）	場の提供に必要な機能（施設）	尼崎運河での展開の可能性（メニュー）
レクリエーションの場	クルージング	・水際で広い面積が確保できる地区	・船着き場、上乗施設、ボート置き場・紐庫、紐庫、駐車場	・レクリエーションとしての水面利用（小さなボート） ▶北堀運河の水面利用
	カヤック、カヌーなど 貸しボート	・現行で企業等の運河利用が少ない水面 ▶北堀運河	・アクセス施設（船着場・駐車場・紐庫場）	
健康増進の場 （スポーツ）	フィッシング	・釣りの場のポイント（利用者各自）	・アクセス施設（駐車場・紐庫場）	・レクリエーション利用（釣り）
	サイクリング・ボタリング	・運河沿い散策路＋散策路整備可能地区 ▶西堀運河～北堀運河～中堀運河 ▶東堀運河（西側）～東高洲橋～東堀運河	・アクセス施設（駐車場・紐庫場） ・サイクル拠点（紐庫場、貸し自転車） ・コース案内（サイクリング、ジョギング等） ・距離標（歩く・走る目標） ・健康道具、遊具利用メニューの案内	・健康増進の場としての散策路利用 ▶スポーツの森を拠点としたジョギング等ルート ▶スポーツの森～西堀運河～北堀運河～中堀運河～スポーツの森 ▶東部第1浄化センターを拠点としたジョギング等ルート の設置 第1浄化センター～東堀運河（西側）～東高洲橋～東堀運河（東側）～第1浄化センター
	ジョギング			
	ウォーキング			
	ストレッチ等			
いこいの場	水辺散策・夕涼み	・運河沿い散策路＋散策路整備可能地区 （企業による運河利用が少ない区間等）	・親水護岸（散策路から水面への階段施設）	・憩いの場としての散策路利用 ▶北堀運河、東堀運河、西堀運河、蓮川（北堀以北）、 南堀運河、旧左門殿川（東側）での、緑、休憩所等 の充実による憩いの場としての利用
	休息	▶北堀運河、東堀運河、西堀運河、蓮川（北堀以北）、 南堀運河、旧左門殿川（東側）	・休憩所（トイレ、自販機、シェルター等）	
	花などの植物観賞		・貸し花壇、散水施設、園芸用倉庫等、 ・アクセス施設（駐車場・紐庫場）	
地域貢献活動の場	市民の地域活動			
教育・生涯学習の場	生態調査	・水辺に降りられる場所（親水護岸等） ▶北堀運河、東堀運河（船着場新設） ▶蓮川（親水護岸新設）	・親水護岸（船着場） ・アクセス施設（駐車場・紐庫場）	・学習体験の場として船着場・散策路の利用 ▶北堀運河でのNPOとの連携、蓮川沿いに立地する教育 機関との連携による環境学習利用
	水質調査			
	地域の歴史の学習	・拠点施設で展示等が可能な環境 ▶尼ロック	・展示施設 ・アクセス施設	・教育・生涯学習の場としての尼ロックの利用 ▶尼ロックの施設を活用した展示施設等による歴史・ 防災学習の場としての利用
	防災の学習			
	工場見学	・協力企業の工場		・見学路、来訪者待合、駐車場（バス・小型車）
交通の場	徒歩等によるアクセス	・運河沿い散策路 ▶蓮川・北堀運河（出屋敷～であい橋）	・夜間の照明設置等、路面のカラー舗装化	・アクセスの場としての散策路利用 ▶鉄道駅からのアプローチ利用（出屋敷～であい橋）
	水上バスによる舟運 （日・祝日の観光利用）	・一定の利用が見込まれる区間 ▶蓮川、南堀運河、旧左門殿川、東堀運河	・船着き場 ・アクセス施設（駐車場・紐庫場）	・舟運の場としての水面利用 ▶蓮川出屋敷～尼ロック～南堀運河のルート
運河・地域の 魅力アピールの場	景観的特徴づくり （ビューポイント・名所）	・全散策路 ・尼ロックの正面の岸壁	・桜並木の散策路、松並木の散策路 ・尼ロックが展望できるデッキ	・蓮川から上流と一体の桜並木、東堀の松並木づくり ・展望デッキづくり
	市民と企業の交流	・尼ロックでの展開、北堀運河など	・アクセス施設（駐車場・紐庫場）	・イベントの場としてのひろばの利用 ▶尼ロック、北堀運河の広場をイベントの場として利用

\*ボタリング＝日頃車の乗り慣れた自転車、家の近所を歩く感覚でプラリ気ままに自転車散歩を楽しむ

## 5.2 施設整備・利用方針

尼崎運河地域での施設整備・利用方針を以下に整理し、図 15 に施設整備・利用方針の概要図としてまとめます。

### ① 尼崎運河のシンボル景観づくり

#### 【桜並木の散策路】

尼ロックを中心に、蓬川以西の散策路には原則として桜並木を整備し、尼崎運河の新たな景観シンボルとして醸成していきます。

#### 【松並木の散策路】

尼ロックを中心に、旧左門殿川以東の散策路については、原則として松並木の散策路を整備し、新たな景観シンボルを醸成していきます。

ただし、沿道の工場等の性格により桜並木等が好ましくない場合には、工場と調整して、運河域にふさわしい景観の創出に努めます。

### ② 拠点の配置

#### 【レクリエーションの拠点】

であい橋と元浜緑地との連絡を強化し、これらを含む北堀運河地区に市民のレクリエーション利用のための拠点を配置します。

#### 【スポーツの拠点】

尼崎スポーツの森と接する西堀運河、東部第1浄化センターのスポーツ施設と接する東堀運河とこれらの施設を含むゾーンにスポーツ利用のための拠点を配置します。

#### 【教育の拠点】

尼ロックを中心に社会教育や文化交流などを行うための教育のための拠点を配置します。

### ③ 散策路の配置

拠点施設との連携を図りながら、運河に次のような性格を持たせた散策路を配置します。

- 「アクセス／憩い」の場
- 「健康増進／憩い」の場
- 「レクリエーション」の場

### ④ アクセス施設の配置

各運河の散策路へアクセスするための交通手段に応じて、駐車場、駐輪場、船着き場等の施設を備えた拠点を配置します。

また、蓬川の阪神電鉄出屋敷駅周辺を尼崎運河地域のエントランスと位置づけ、ここから尼ロック、南堀運河西詰め、東堀運河築地地区への舟運ルートの可能性を検討します。

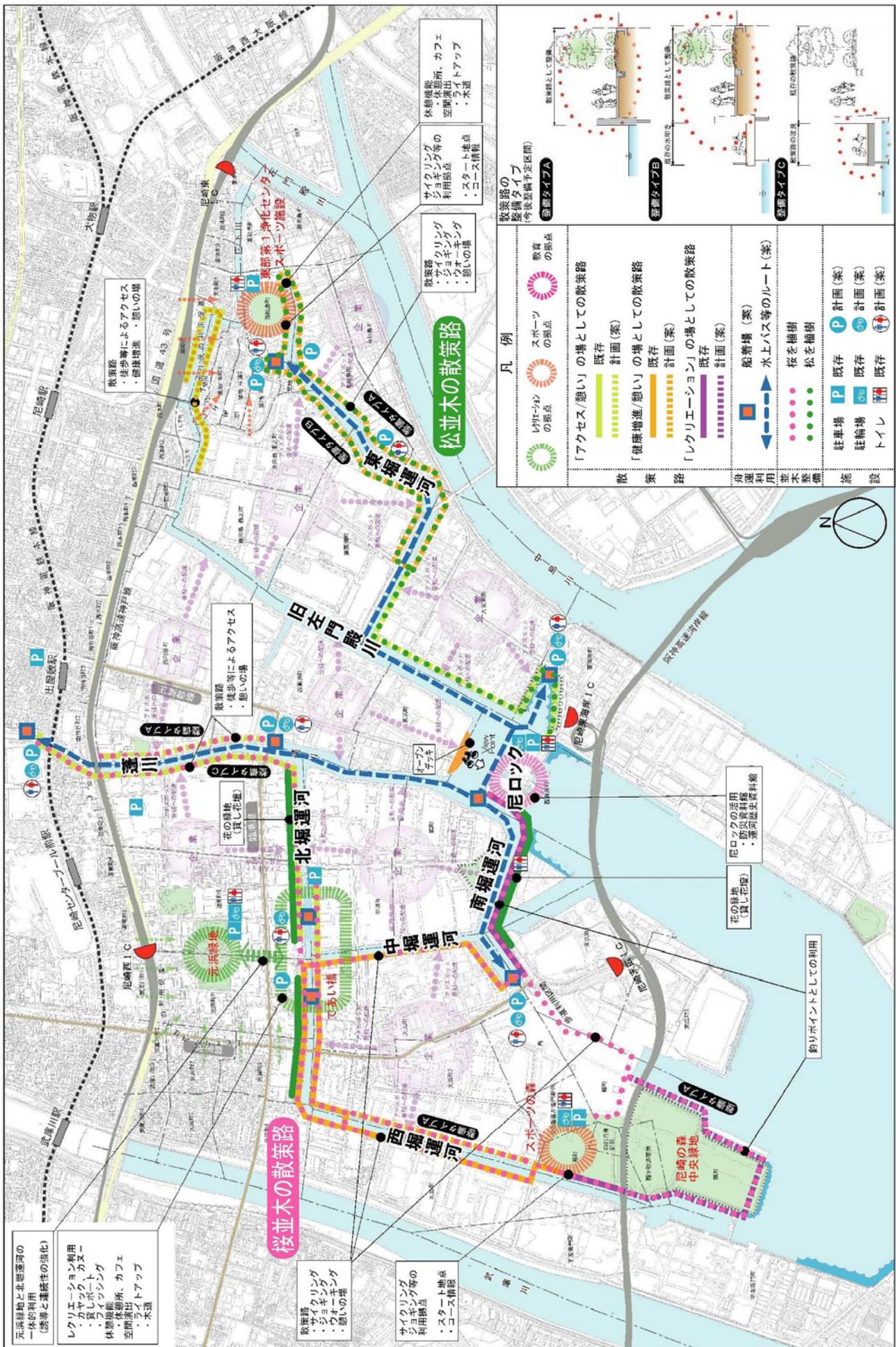


図 15 施設整備・利用方針の概要

## 5.3 各運河の施設整備・利用イメージ

### ①北堀運河の整備・利用イメージ

#### I. 桜並木の散策路整備

桜並木の散策路整備を推進し、蓬川・中堀運河・西堀運河・南堀運河と共に、運河ネットワークの新しいシンボル景観の創出をめざします。また、北堀運河と元浜緑地を結ぶ祇園橋緑地にも桜並木を整備し、元浜緑地との一体的利用を景観の連続性で表現していきます。また、であい橋と桜並木による地区の新しいシンボル景観の形成を進めます。

#### II. 元浜緑地との一体的利用

祇園橋緑地を活用して、元浜緑地と北堀運河との連絡強化を図る快適な歩行空間を整備します。また、元浜緑地内に、来園者を北堀運河に誘導する案内看板を整備し、運河利用の促進を図ります。

#### III. レクリエーションの拠点整備

この周辺では、企業による運河利用が少ないことから、であい橋を挟んで両側に親水護岸（船着場として利用可能）を整備し、運河に親しみ、水と遊べるレクリエーション空間を形成します。さらに祇園橋緑地と一体的な多目的ひろばを整備し、親水護岸と共に市民のさまざまな活動やイベント利用の場を提供します。

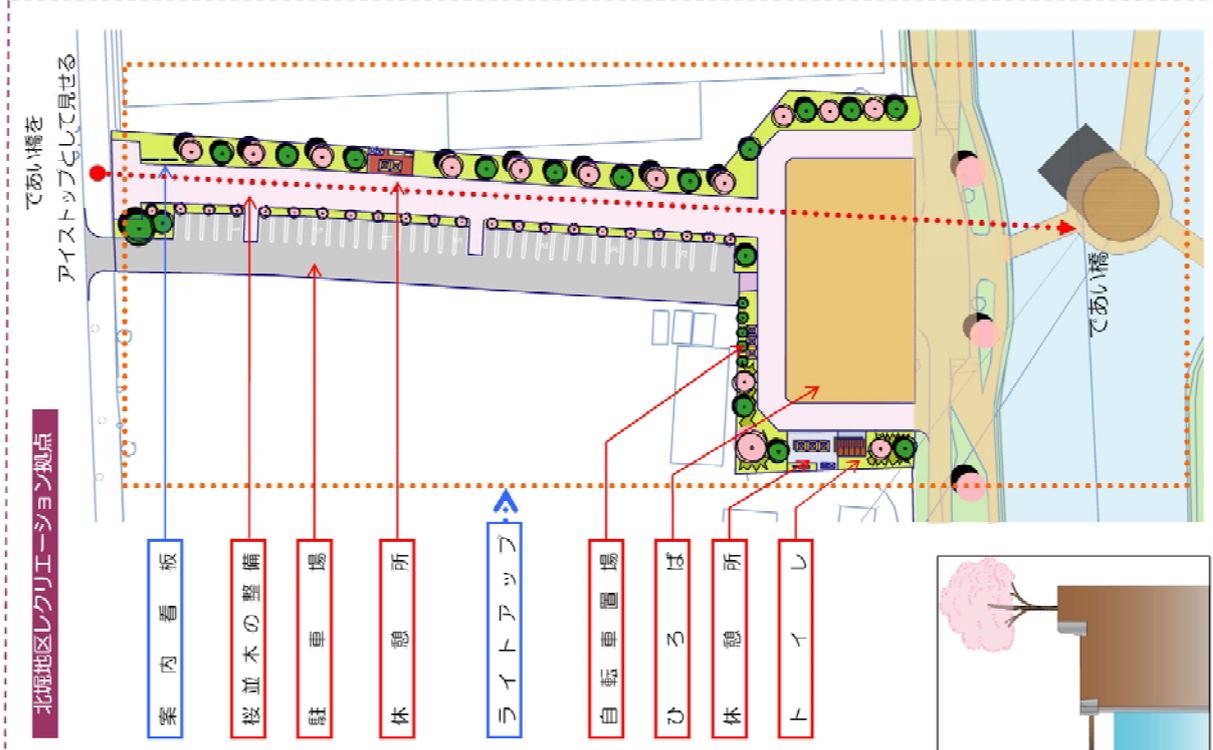
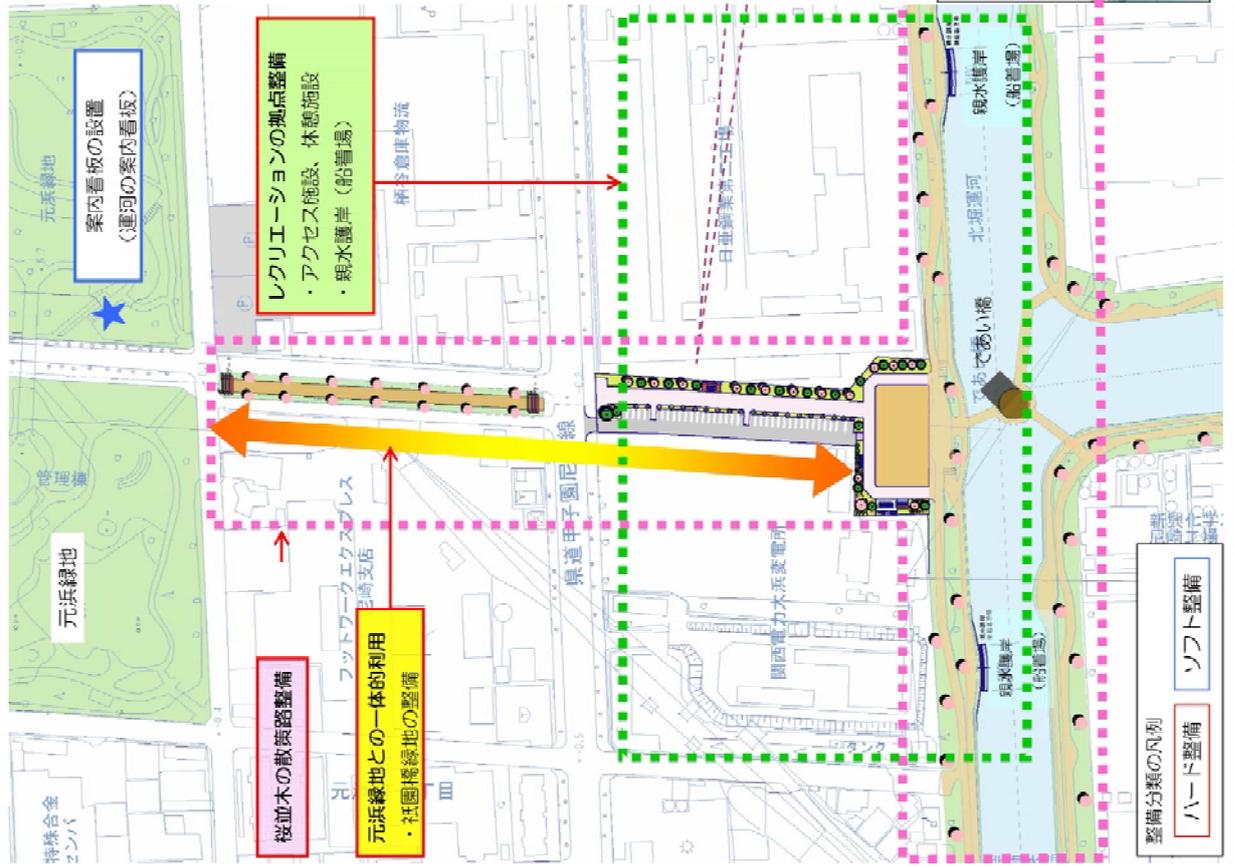
#### IV. 駐車場・駐輪場の整備

祇園橋緑地の一部空間を活用して駐車場や駐輪場を整備し、自動車や自転車を利用した家族連れや友人グループなど多様な人々が来訪しやすいアクセス環境を整備します。

#### V. きれいな水質への取り組み

市民が水に触れ、水と遊ぶためには、その水の見た目や水質そのものがきれいで、安全で安心できるものでなければなりません。現在も水質浄化実験が行われている北堀運河をシーブルー事業の中心地区として位置づけ、その推進を支援していきます。

北堀運河



## ②東堀運河の整備・利用イメージ

### I. 松並木の散策路整備

運河西側では、周辺の町並みに配慮しつつ、松並木の散策路整備を推進し、新しい運河景観の創出をめざします。また、運河東側の並木については、西側の整備状況等を踏まえて、今後の整備のあり方を検討していきます。

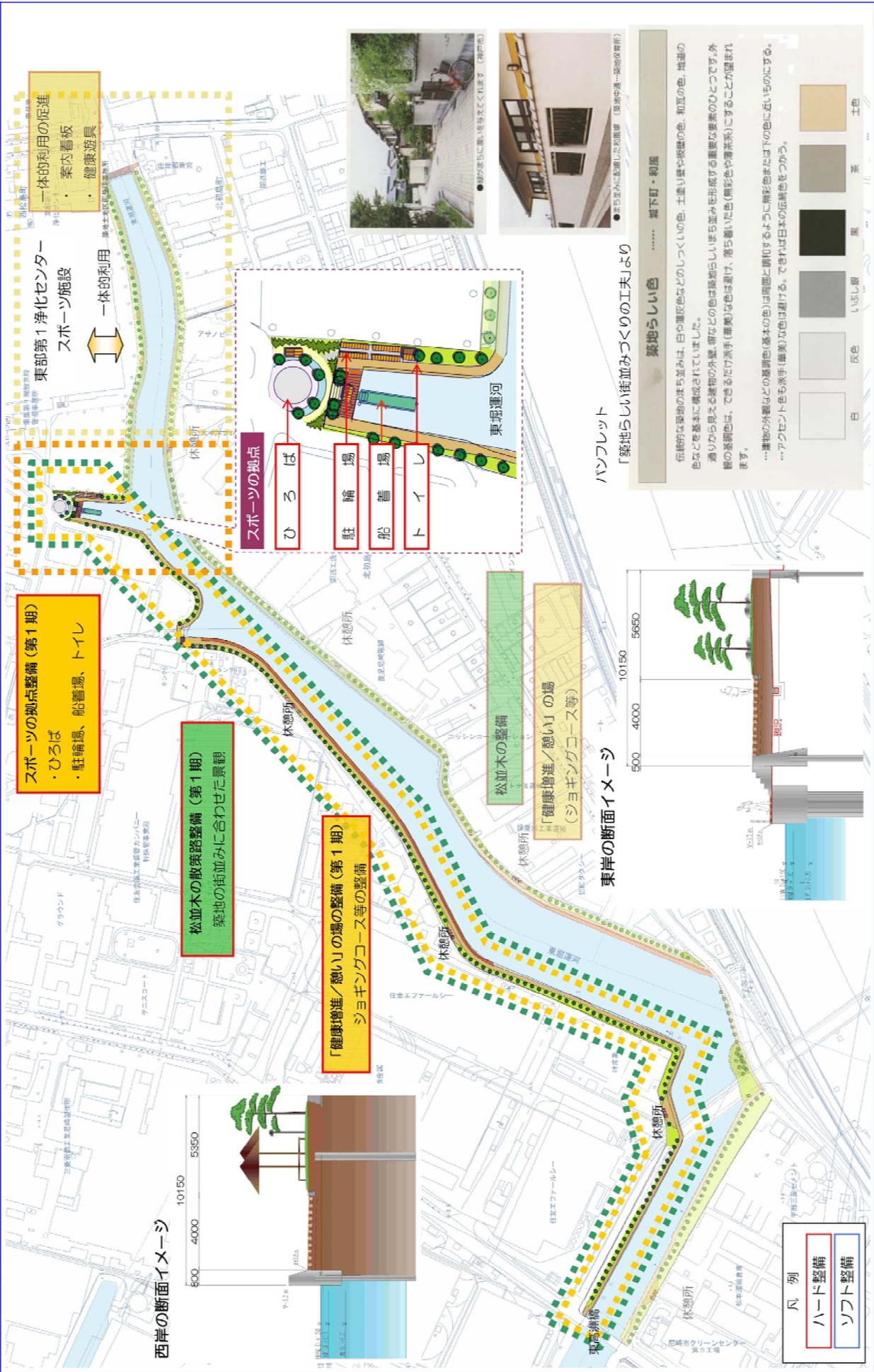
### II. スポーツの拠点整備

東堀運河の舟だまり付近は、ジョギング等のスポーツ利用の促進を図る拠点として、東部第1浄化センターのスポーツ施設との連携強化を図ると共に、広場、駐輪場、船着場、トイレなどの施設を整備します。

### III. 健康増進／憩いの場の整備

周辺の住民や東部第1浄化センターのスポーツ施設の利用者がジョギングコース等として利用できる散策路の整備、また、夕涼みや安らぎのひとときを楽しめる休憩の場として利用できる空間づくりをめざします。

東堀運河



### ③ よもがわ 逢川の整備・利用イメージ

#### I. 桜並木の散策路整備

桜並木の散策路整備を推進し、北堀運河・中堀運河・西堀運河・南堀運河と共に、運河ネットワークの新しいシンボル景観の創出をめざします。

#### II. アクセス・憩いの場整備

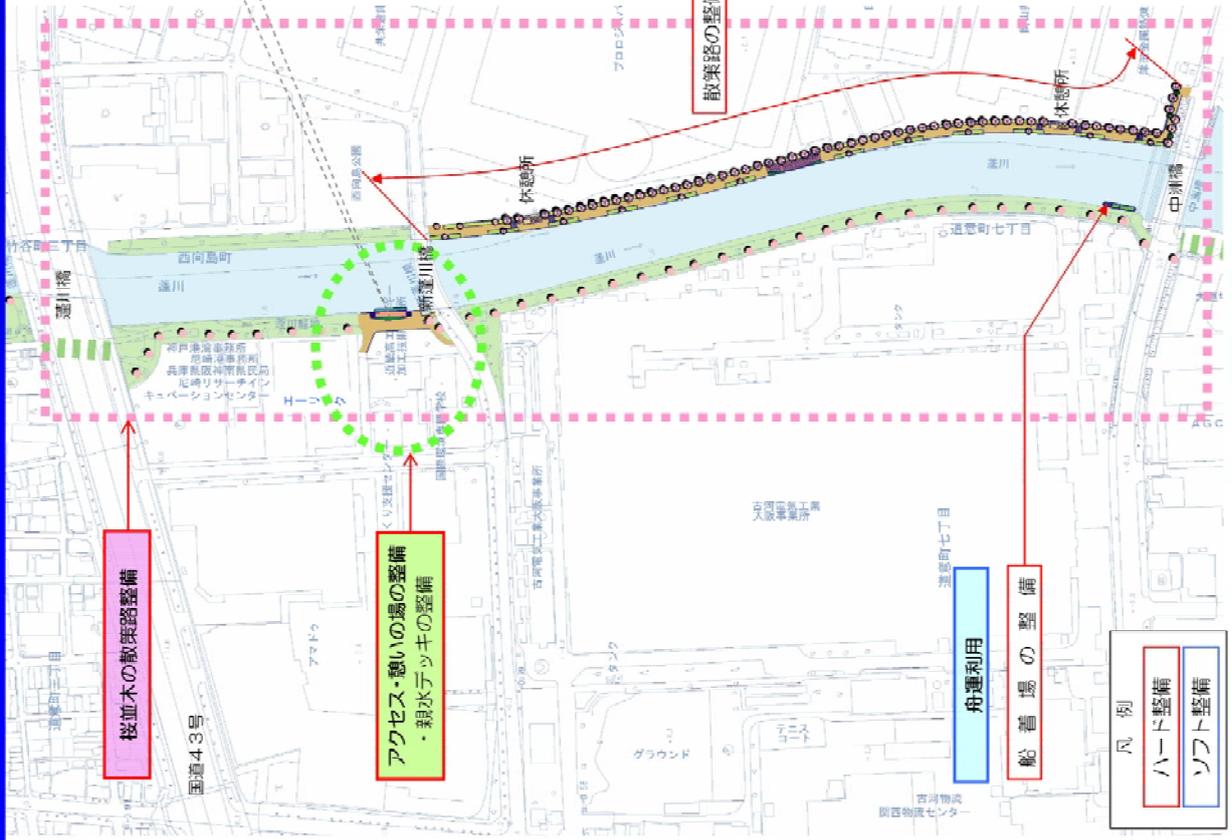
北部地域や遠方から阪神電鉄出屋敷駅を利用して尼崎運河を訪れた人びとが、快適な歩行ルートとして利用できる散策路の整備、また、安らぎのひとときを楽しめる休憩の場として利用できる空間づくりをめざします。

また、親水デッキを整備し、沿川に立地する研究・教育機関との連携を図りながら、環境学習の場としての利用をめざします。

#### III. 舟運利用

周辺工場への通勤者がアクセスしやすい中洲橋周辺に船着場を整備します。

蓬川



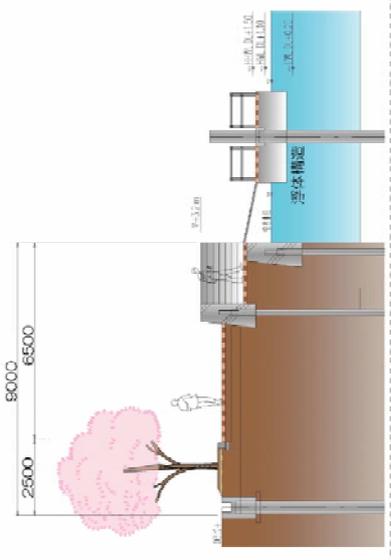
親水テッキ



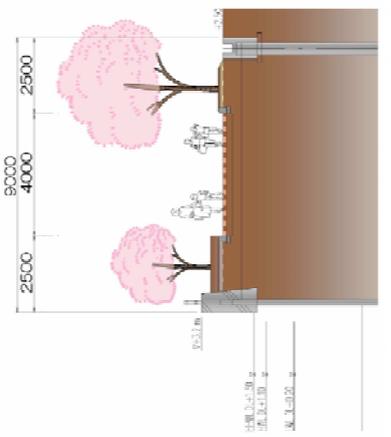
親水テッキの整備イメージ



断面イメージ



散策路の断面イメージ



## ④南堀運河 ⑤尼ロック の整備・利用イメージ

### ④南堀運河

#### I. 桜並木の散策路整備

桜並木の散策路整備を推進し、蓬川・北堀運河・中堀運河・西堀運河と共に、運河ネットワークの新しいシンボル景観の創出をめざします。

#### II. 舟運利用

周辺地域での大規模工場の新たな立地により、今後、通勤者の増加が見込まれることから、舟運利用に向けた船着場を南堀運河西端部に整備します。

#### III. 駐車場・駐輪場の整備

隣接する旧道路敷地を活用して、駐車場や駐輪場の整備を推進し、自動車や自転車を利用した家族連れや友人グループなど多様な人々が来訪しやすいアクセス環境を整備します。

#### IV. レクリエーションの場の整備

幅の広い緑地帯を市民に開放し、市民が花壇づくりを通して運河への愛着を持ちながら余暇を楽しめる場を提供します。(花壇教室・ガーデンコンテスト等)

### ⑤尼ロック

#### I. 桜並木・松並木の散策路整備

西側のシンボル景観である桜並木と東側のシンボル景観である松並木の散策路が結節するように整備し、運河ネットワークの基点地区にふさわしいシンボル景観の創出をめざします。

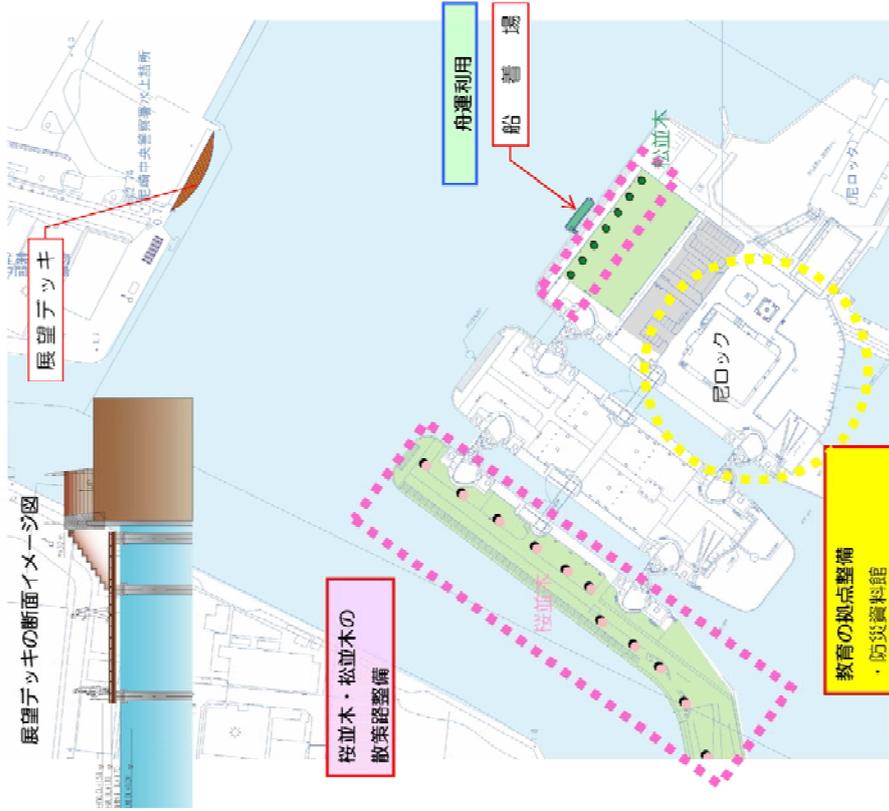
#### II. 教育の拠点整備

尼崎運河の歴史や防災に関する教育利用の場としての利用を促進します。

#### III. 舟運利用

アクセスやイベントに利用する船着場を整備します。

尼ロック

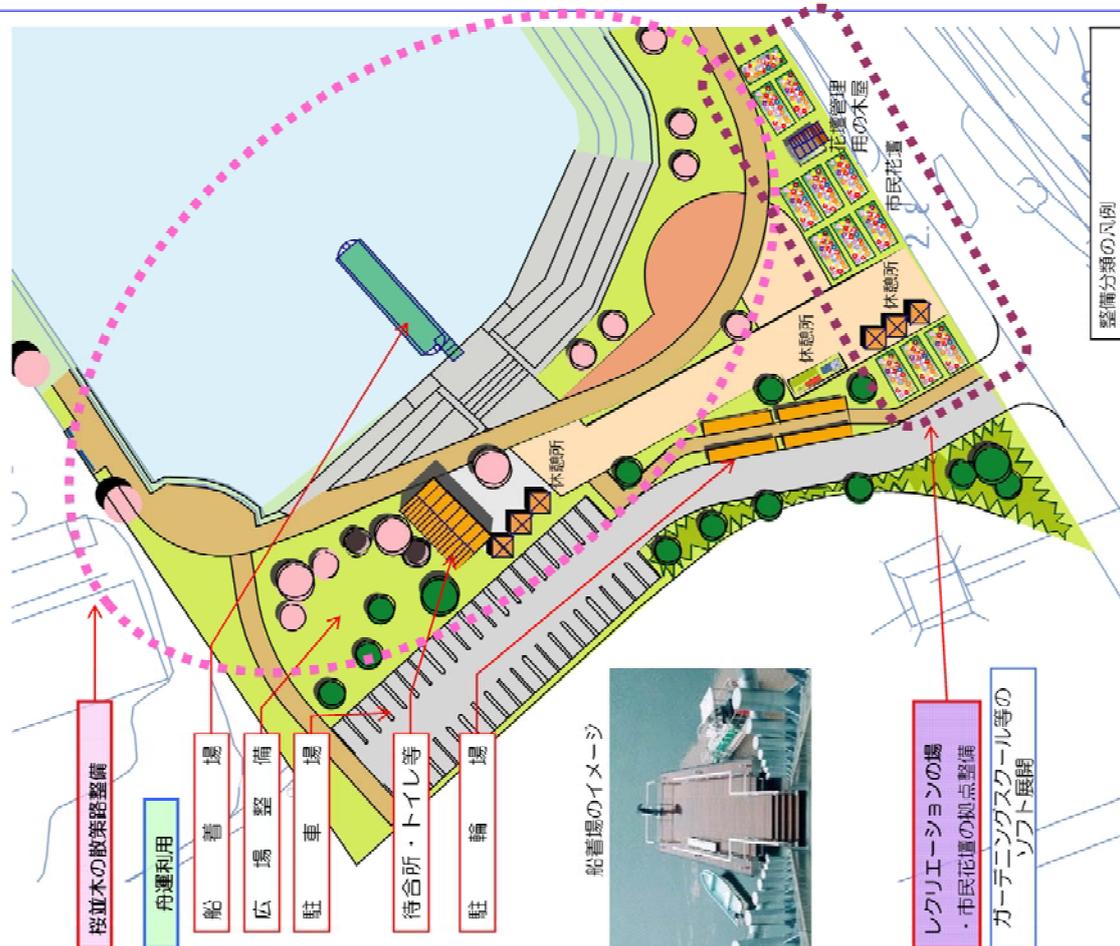


整備分類の凡例

ハード整備

ソフト整備

南堀運河



整備分類の凡例

ハード整備

ソフト整備

## ⑥中堀運河（西側） ⑦西堀運河 の整備・利用イメージ

### ⑥中堀運河（西側）

#### I. 桜並木の散策路整備

桜並木の散策路整備を推進し、蓬川・北堀運河・西堀運河・南堀運河と共に、運河ネットワークの新しいシンボル景観の創出をめざします。

#### II. 健康増進／憩いの場の整備

中堀運河の西側は、既に散策路が整備されていますが、北堀運河周辺の住民やスポーツの森の利用者がジョギングコースとして利用でき、夕涼みや安らぎのひとつときなどが楽しめる休憩の場として利用できる空間づくりをめざします。

### ⑦西堀運河

#### I. 桜並木の散策路整備

桜並木の散策路整備を推進し、蓬川・北堀運河・中堀運河・南堀運河と共に、運河ネットワークの新しいシンボル景観の創出をめざします。

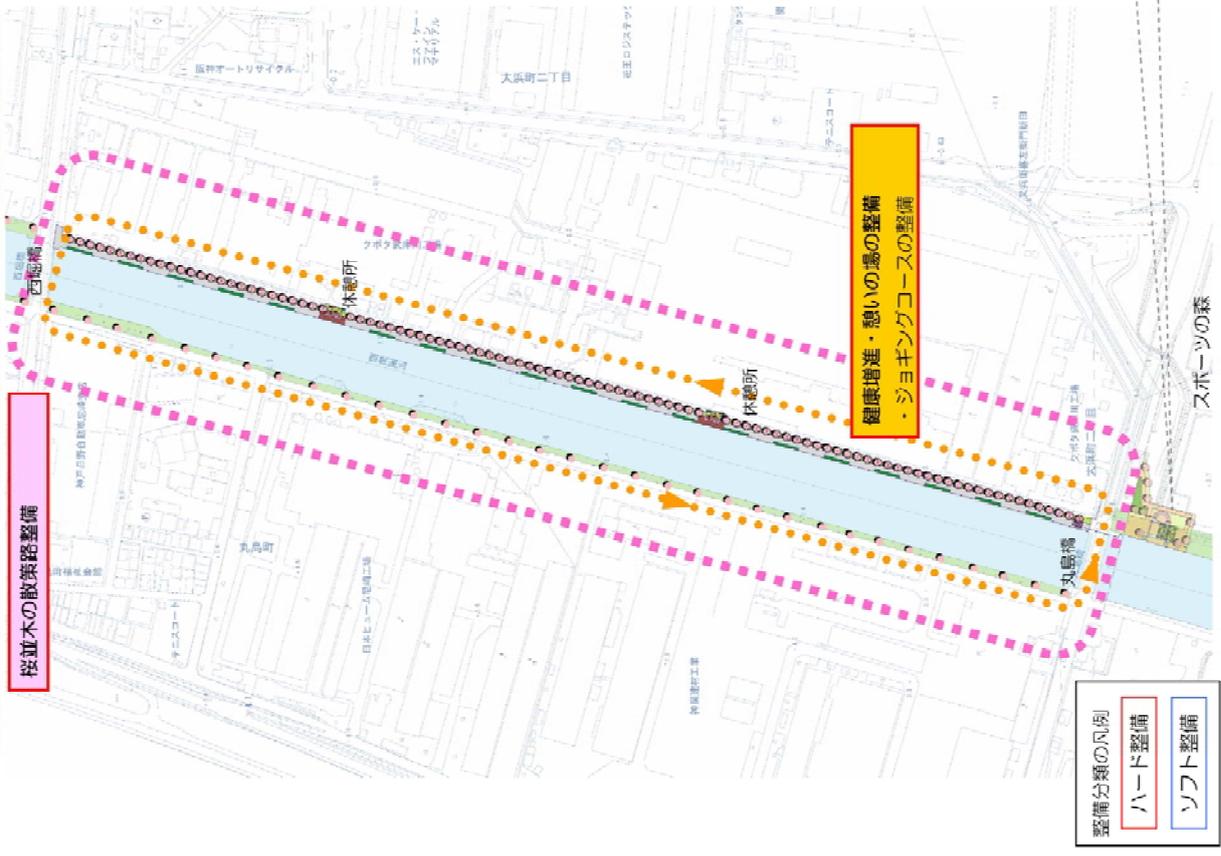
#### II. 健康増進／憩いの場の整備

西堀運河周辺の住民やスポーツの森の利用者がジョギングコースとして利用できる散策路の整備、また、夕涼みや安らぎのひとつときなどが楽しめる休憩の場として利用できる空間づくりをめざします。

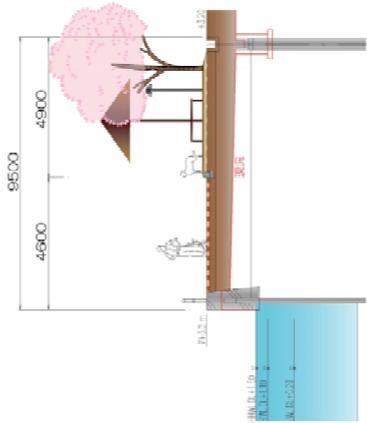
#### III. 旧丸島橋の保存計画との調整

旧丸島橋は、尼崎運河に架かる跳ね橋の一つとして、水運の文化や歴史を伝える役割を果たしてきました。西堀運河の事業に際しては、尼崎市による旧丸島橋の保存計画との調整を図りながら、整備を進めます。

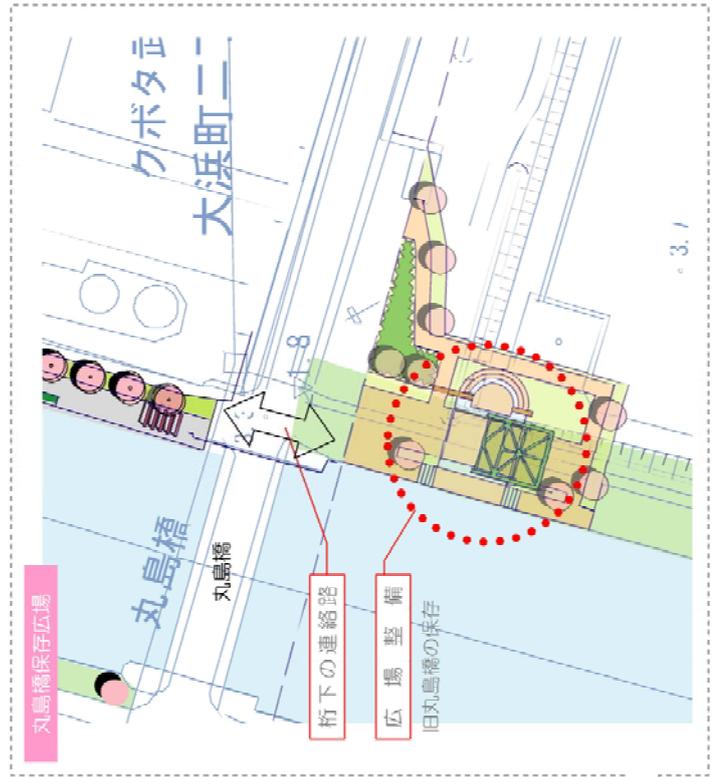
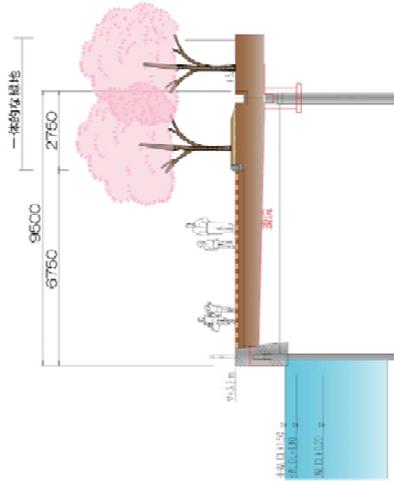
西堀運河



休憩所部の断面イメージ



一般部の断面イメージ



## 6. 多目的利用の展開方策

5章でまとめた多目的利用計画を促進するため、本章では多目的利用の展開方策をとりまとめます。

### 6.1 企業・市民が参加できるシステムづくり

市民や企業が交流し、賑わいのある魅力的な運河域とするためには、市民や企業が協力し、双方にとっての良好な運河環境の維持に関わっていくことが重要と考えられます。

そのため、市民や企業が運河の再生に参加できる仕組みづくりを行い、将来的には市民と企業による自主的な運河の利用と管理が継続されることが望ましいと考えます。

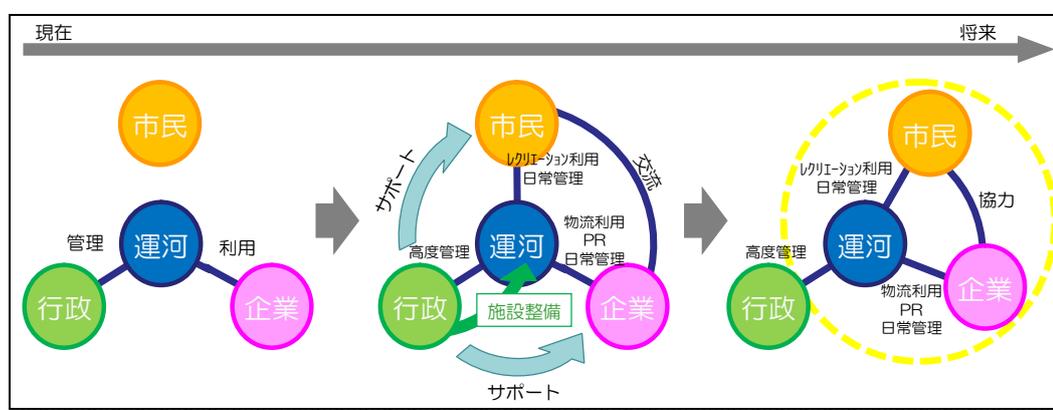


図 16 市民・企業・行政と運河の目指すべき関係

#### 市民・企業の協働による散策路づくり

◆主旨：うるおいのある魅力的な散策路にするためには、休憩施設や植栽の充実した散策路整備が必要ですが、きめの細かい管理を継続的に行うためには、企業や市民が参加する仕組みが必要です。この具体的な仕組みづくりについては、市民や企業との今後の調整が必要ですが、現段階では2つの試案を考えています。

##### 試案－1 （仮称）アドスポット

「アドスポット」とは、散策路に企業の広告スペースを提供する代わりに、自販機の設置や散策路の一定区間の日常維持管理をお願いするもので、「アド」＝「アドプトシステム」＋「アドタイジング（広告）」を表した造語です。

##### 【企業が得られるメリット】

運河地域における自社の広告効果および CSR（企業の社会的責任）の向上です。利用者が増加すれば自販機等による収益も得られます。

##### 試案－2 （仮称）わたしの並木づくり

「私の並木づくり事業」とは、市民等に桜（松）の植樹に参加してもらい、市民等が利用できる花壇を貸し出す代わりに、貸し出し区間の日常維持管理をお願いするものです。植樹した樹木には市民等のネームプレートを付けることができ、運河への愛着をもってもらうことがねらいです。

##### 【市民が得られるメリット】

運河地域に自分専用の花壇と、ネームプレートのついた木を持つことができ、自由に植栽を楽しむことができます。

試案-1 (反称) アドスポット

(企業との協働による散策路整備・維持管理)

事業の概要

- ① 散策路の休憩施設と、企業のPRスポットとの一体的な整備
- ② 公共と企業の協働による良質な維持管理

「アドスポット」とは、

散策路に企業の広告スペースを提供する替わりに、自販機の設置や散策路の一定区間の日常維持管理をお願いするもの。

「アド」=「アドブレイク」+「アドバイジング」(広告)

(1) 事業単位 (範囲)

アドスポットを中心とした一定区間 (200m 程度)

(2) 役割分担

	企業	行政
整備	①PR看板・モニュメント等の設置 ②自販機の設置 ③桜(松)の植樹に参加	①散策路の整備(舗装・休憩施設) ②植栽整備(桜(松)の植樹) ③散水栓等の維持管理設備の設置
管理	①上記設備の管理 ②ゴミ拾い・灌水 ③簡易な除草や低木管理	①散策路の施設管理 ②中高木の剪定

アドスポットの整備イメージ



試案-2 (反称) 「わたしの並木づくり」

(市民との協働による散策路整備・維持管理)

事業の概要

- ① 行政が設置した散策路内の花壇を、市民等(個人・団体・企業)へ貸し出すことで行う植栽整備
- ② 公共と市民の協働による良質な維持管理

「私の並木づくり事業」とは

市民等に桜(松)の花壇に参加してもらい、市民等が利用できる花壇を貸し出す替わりに、貸し出し区間の日常維持管理をお願いするもの。

植樹した樹木には市民等のネームプレートを付けることができ、運河への愛着をもってもらう。

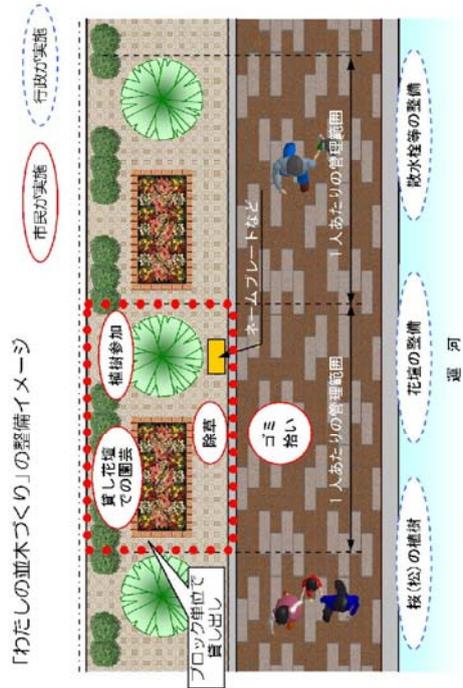
(1) 事業単位 (範囲)

植樹した樹木を中心とした一定区間 (5~10m 程度)

(2) 役割分担

	市民	行政
整備	①桜(松)の植樹に参加 ②花壇の植え込み等	①桜(松)の植樹 ②花壇の設置 ③散水栓等の維持管理設備の設置
管理	①ゴミ拾い ②簡易な除草や低木管理 ③花壇の手入れ・灌水	①散策路の施設管理 ②中高木の剪定

「わたしの並木づくり」の整備イメージ



## 6.2 サイン等の誘導方策

散策路の利用促進をはかるためには、休憩施設や植栽といった整備の他に、以下の展開方策が求められます。

- ① 運河への誘導（サイン・アクセス改善等）
- ② 散策以外の副次的な目的を満足する施設整備（ジョギングコース等）
- ③ 印象的な風景の演出（ライトアップ・イルミネーション等）

### ①運河への誘導 【全運河共通】

現状では運河へのアプローチ方法がわかりにくいため、周辺道路や集客施設からの誘導を目的に、案内看板・サインの設置等を行うことで、利用者のより積極的な運河への誘導をはかると共に、運河へのアクセス改善を行う。

#### 【案内看板の設置】

拠点施設（元浜緑地、であい橋、尼崎スポーツの森、尼ロック、東部第1浄化センター）を中心に、運河全体の案内看板を標示する。



運河の総合案内板（写真は富岩運河）



#### 【サインの設置】

運河周辺の道路沿いに、運河への案内標識やゲート、舗装による誘導表示等をつける。



道路標識

シンボルゲート

カラー舗装

車線誘導

#### 【アクセス改善】

運河へのアクセス方法を改善し、利用者の誘導をはかる。



舟運

コミュニティーバス

レンタサイクル

### ③印象的な風景の演出 【全運河共通】

整備拠点を中心にライトアップを行い、印象的な風景を演出すると共に、夜間の安全性向上をはかる。舟運によるナイトクルーズやイルミネーションコンテストなど、イベント利用も期待できる。



運河沿いのライトアップイメージ

拠点施設の  
ライトアップイメージ

イルミネーションコンテスト

### ②ジョギングコースの整備 【東堀・西堀】

尼崎運河には、スポーツの森や東部第1浄化センター（屋上にスポーツ広場）といった健康増進施設が立地するため、これらと連携したジョギングコース等を整備し、周辺住民の散策路への誘導をはかる。



路面標示の例



距離標などの設置例

### 6.3 舟運の検討

#### (1)レクリエーション利用（不定期船／イベント時等の不定期な運航）

現在も、うんばくや運河まつりなどのイベント時に NPO 等により運航されています。これらの乗船施設として、親水護岸を兼ねた船着場を整備します。

#### (2)公共交通機関としての利用（定期船／通勤利用、観光客の運河へのアクセス）

定期船としての舟運は、運河利用の基本として位置づけられるべきもので、アクセスの向上および集客効果が非常に期待されます。また、新しい大型工場の立地に伴い、今後も増加が予想される通勤者の交通手段として、舟運に期待が寄せられております。

ただし、舟運の継続的な事業運営を行うには、様々な困難が想定されるため、運航目的・ルートを選定・橋桁下の運航可否・運航頻度・事業化の可否・船の調達・事業主体等について継続的な検討を行い、最終的には社会実験を行った上で実施の是非を検討します。

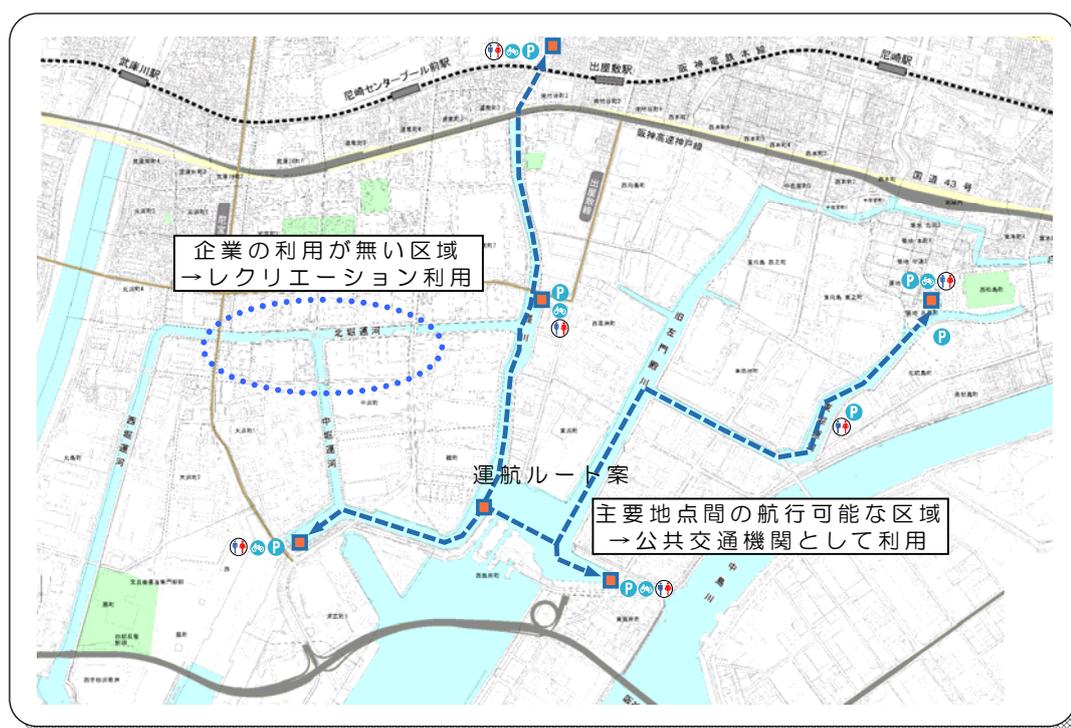


図 17 舟運利用想定図

なお、舟運の検討に際しては、運河での企業活動の支障とならないように、また、安全な運行が確保されるように運河沿いの企業と調整を図ります。



## 7. 事業の実施スキーム

5章でまとめた「尼崎運河の多目的利用計画」は、その施設整備規模を考慮すると、整備完了までに非常に長い期間を要します。そこで本章では、比較的近い将来を見据え、尼崎運河の整備地区の優先付けを行い、事業の実施スキーム（手順）とロードマップをとりまとめます。

### 7.1 整備地区の優先づけ

図 18 に整備地区の優先順位づけに関する理由を、図 19 にその位置図を示します。

企業活動への影響が少なく早期に整備の効果が期待できる 6 地区（下表参照）を短期整備地区として、物流機能として運河が利用されている地区を長期整備地区として、それぞれ位置づけました。

短期整備地区の中で更に優先付けを行い、運河再生の先導的な役割を果たすべき地区として、尼崎運河地域の中で最も住宅地区に近い北堀運河と東堀運河を第 1 優先順位に設定しました。

特に北堀運河は、既に多数の利用者でにぎわう元浜緑地との距離が近く、であい橋というシンボルも有り、「うんぱく」等のイベントでもメイン会場として利用された経緯などから、運河再生の先導的な役割を果たすべき地区として期待されます。

表 4 整備地区の優先順位一覧

整備地区の優先順位		対象地区
短期整備地区	優先順位 1	1.北堀運河地区
		2.東堀運河地区
	優先順位 2	3.蓬川地区
		4.南堀運河地区
		5.尼ロック地区
優先順位 3	6.中堀運河地区（西側） 7.西堀運河地区	
長期整備地区	優先順位 4	その他地区 ・旧左門殿川地区 ・蓬川（北堀以南）地区 ・中堀運河地区（東側）

その他地区については、現状の土地利用では運河に立ち入れない区間もあるため、施設の更新や土地利用の転換等の時期に、本計画に基づいた整備を検討することとします。

①短期整備地区と長期整備地区の選定

<ul style="list-style-type: none"> <li>短期整備地区 企業活動への影響が少なく、早期に効果が期待できる地区</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>長期整備地区 物流機能として運河が利用されている地区</li> </ul>
---	--

北堀運河地区、東堀運河地区、蓬川地区（北堀運河以北、南堀運河地区 ニロック地区、中堀運河地区（西側）、西堀運河地区	旧左門殿川地区、蓬川地区（北堀運河以南）、中堀運河地区（東側）
--	---------------------------------

②短期整備地区の優先づけ

〔優先づけの条件（理由）〕

優先順位1：運河再生の先導的な役割を果たす地区

- 現況交通でのアクセス性に優れている（アクセス拠点）
- 多くの市民が利用する既存の拠点施設が周辺に立地し、地理的にも連携可能な条件を有する（既存の拠点施設利用者の誘導による利用促進）
- 運河が市民に親しまれ、イベント等で利用されている
- 周辺に住宅地区が立地し、住民が利用しやすい地理的条件を有する
- 尼崎運河地域のシンボリックな景観を有する

〔地区名〕	〔地区の特性〕	〔整備の内容〕
1.北堀運河地区	<ul style="list-style-type: none"> <li>公共交通（バス停）に近く、元浜緑地（拠点施設）が立地し連携可能</li> <li>散策路は「うんばく」等のイベントで利用されている</li> <li>尼崎運河のシンボリック景観である「であい橋」が立地</li> <li>元浜緑地周辺に住宅地区が立地し、運河からも近い</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>桜並木の散策路</li> <li>元浜緑地との一体化</li> <li>レクリエーションの拠点</li> <li>トイレ、駐車場、駐輪場</li> <li>ひろば、船着き場など</li> </ul>
2.東堀運河地区	<ul style="list-style-type: none"> <li>公共交通から近く、東部第1浄化センタースボーツ施設が立地し連携可能</li> <li>住宅地区が隣接、住民が利用しやすい環境</li> <li>運河と築地地区との協調による新たな運河のシンボリック景観の創出が可能</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>桜並木の散策路</li> <li>スポーツの拠点</li> <li>トイレ、駐車場、駐輪場</li> <li>ひろば、船着き場など</li> <li>健康増進/憩いの場</li> </ul>

優先順位2：運河再生の新たなアクセス拠点候補地区

- 駐車場・駐輪場の整備が可能な地区（陸上交通アクセス拠点）
- 船着き場の整備が可能な地区（水上交通アクセス拠点）

3.蓬川地区	<ul style="list-style-type: none"> <li>阪神電鉄出屋敷駅から徒歩近く、水上バス乗り場の設置候補地区</li> <li>阪神アマドゥロウ等（商業施設駐車場）から近く、一体的な利用が可能</li> <li>専門学校等との連携による環境学習の場の可能性</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>桜並木の散策路</li> <li>アクセス/憩いの場</li> <li>舟運利用（船着き場）</li> </ul>
4.南堀運河地区	<ul style="list-style-type: none"> <li>旧道路敷地を活用した駐車場整備（自動車でのアクセス）</li> <li>水上バス乗り場の設置候補地区</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>桜並木の散策路</li> <li>舟運利用（船着き場）</li> <li>レクリエーションの場</li> </ul>
5.尼ロック地区	<ul style="list-style-type: none"> <li>水上バス乗り場の設置候補地区</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>桜並木・松並木の散策路</li> <li>舟運利用（船着き場）</li> <li>教育の拠点</li> </ul>

優先順位3：散策路の連続性の確保

6.中堀運河地区（西側）	<ul style="list-style-type: none"> <li>散策路の整備により、桜並木、ジョギングコースの連続性を確保</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>桜並木の散策路</li> <li>健康増進/憩いの場</li> </ul>
7.西堀運河地区		

図 1-8 地区の整備優先順位

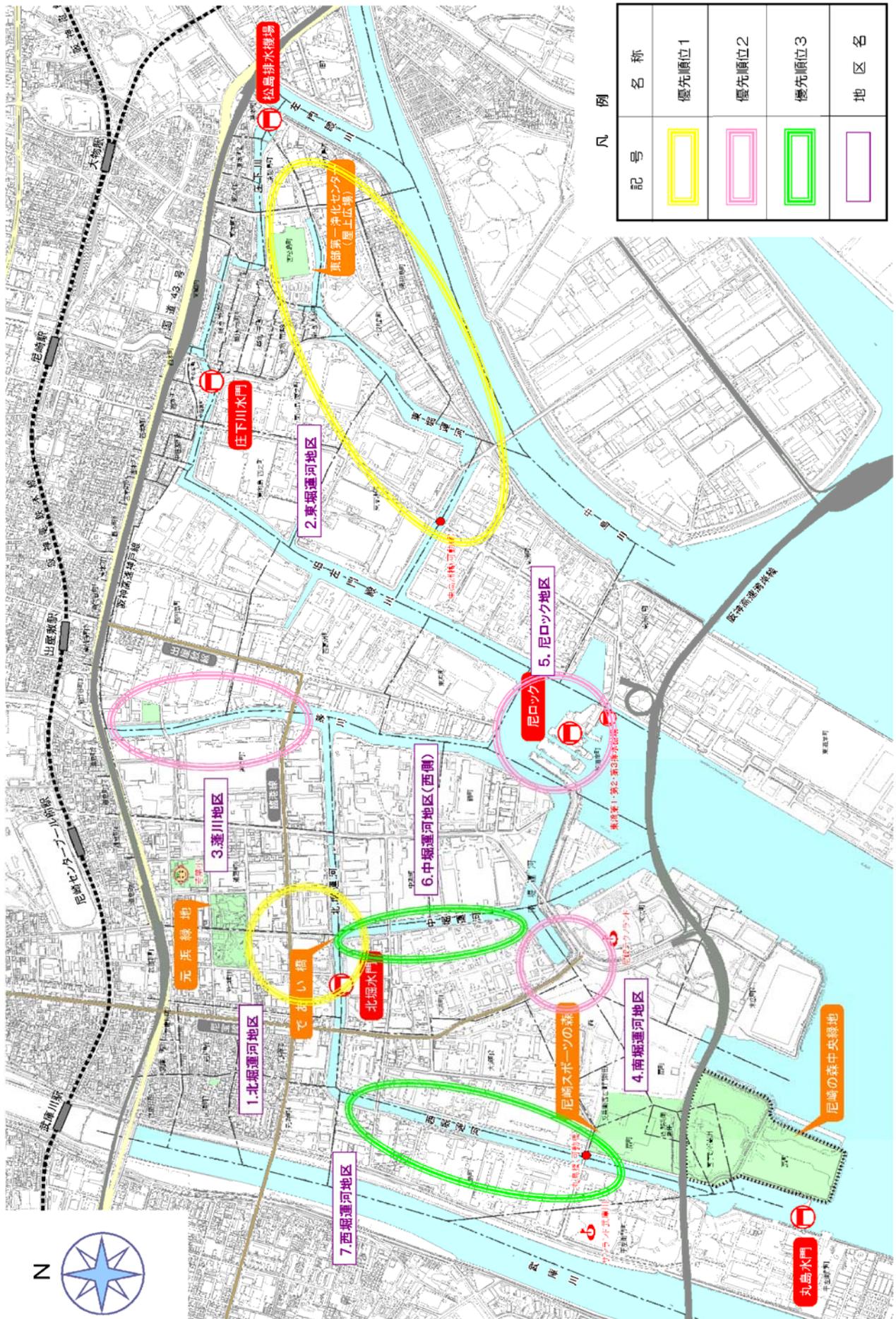
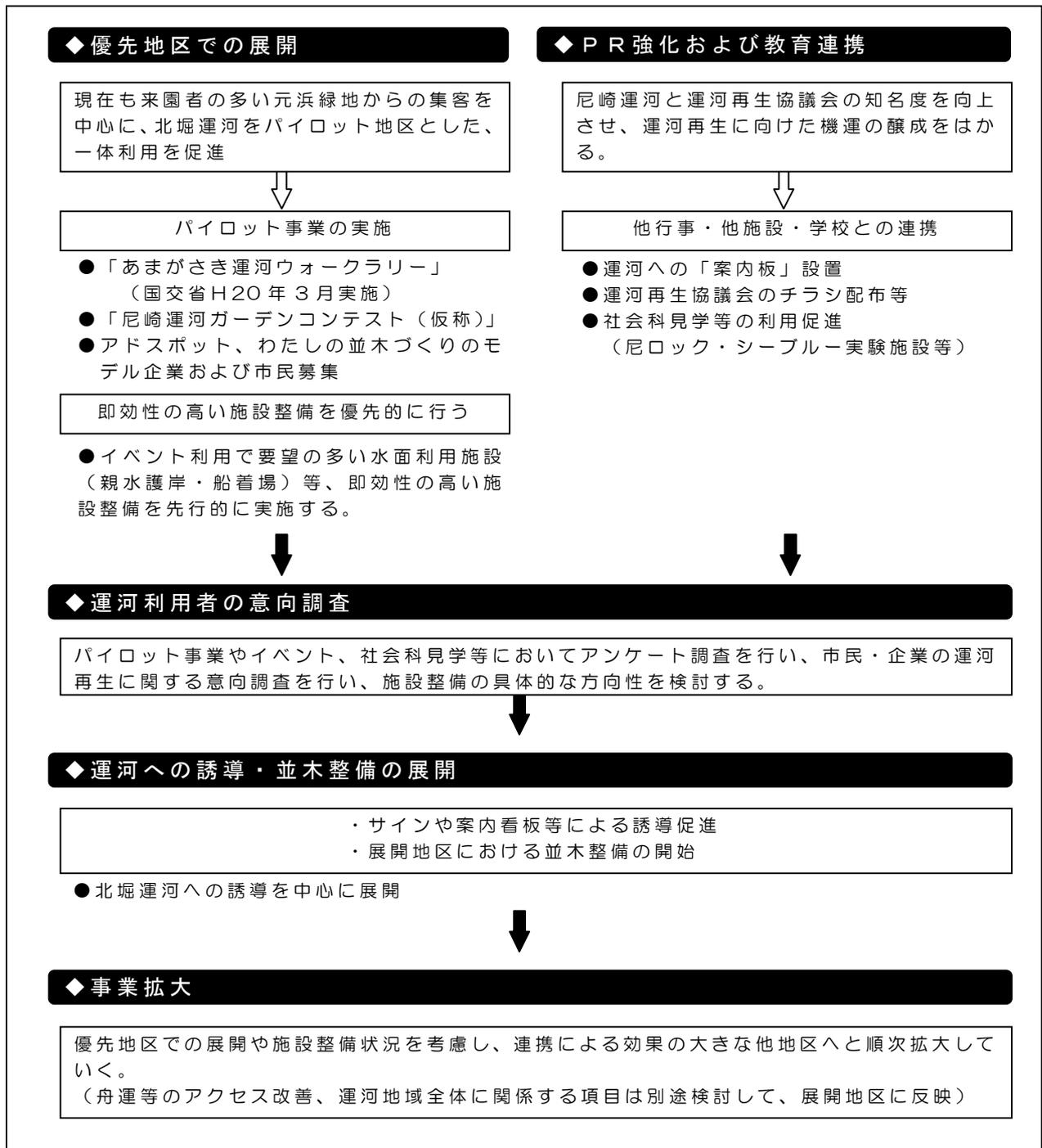


図 19 地区の整備優先順位とその位置図

## 7.2 事業のスキーム（流れ）

事業のスキームを以下に示します。優先地区において試行的に施策を展開し、その効果や得られた知見をフィードバックしながら、一体活用が望まれる周辺地区へと徐々に拡大していきます。



## 7.3 事業のロードマップ

以上の事業項目とスキームをロードマップとして表したものを図 20 に示します。

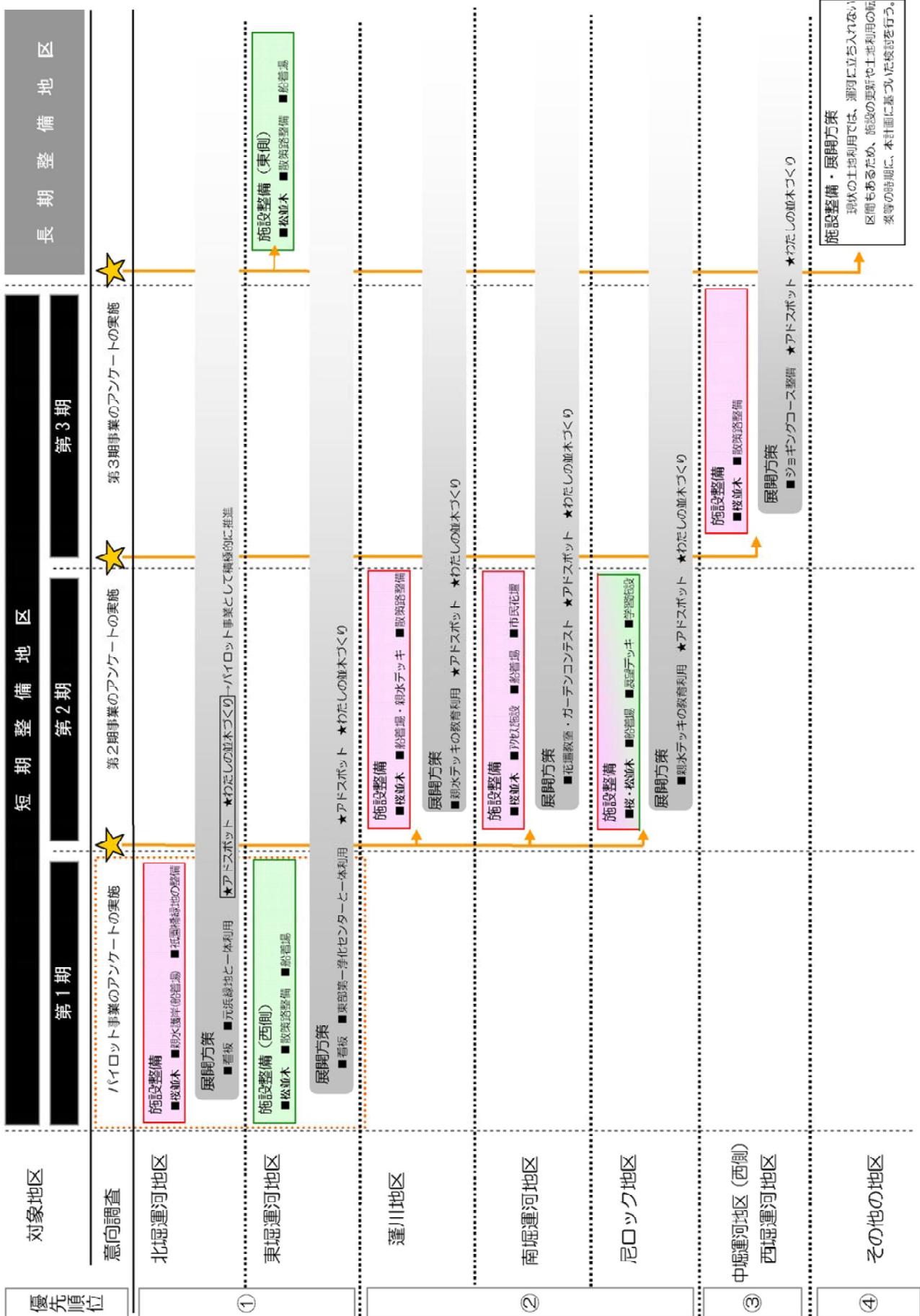


図 20 尼崎運河再生プロジェクト事業のロードマップ



## 参考資料

## 21世紀の尼崎運河再生協議会の経緯

回	日時・場所	協議内容
設立準備会	H19/ 2/23 (金)	1. 運河再生プロジェクトの認定申請 2. 21世紀の尼崎運河再生協議会の設立準備
第1回	H19/ 6/28 (木) ホテルニューアルカニック (2Fすみれの間)	1. 協議会の設立 (1) 設立趣旨の説明 (2) 委員の紹介 (3) 協議会規約(案)の承認 2. 運河再生プロジェクトについて (1) 尼崎運河の現状説明 (運河の現在の役割/物流機能と防災機能) (2) 今後のすすめ方について
第2回	H19/ 8/ 1 (水) ホテルニューアルカニック (2Fすみれの間)	1. 現地見学会の実施 2. 尼崎運河周辺における展開事業について 3. 運河沿い企業アンケートの実施について 4. ソフト事業の展開について
第3回	H19/10/19 (金) ホテルニューアルカニック (2Fあやめの間)	1. 運河沿い企業アンケートの報告 2. 尼崎運河の多目的利用計画(案)について ・運河による場の提供と必要な機能 ・尼崎運河における場の配置 (施設等配置計画)
第4回	H20/ 1/21 (月) ホテルニューアルカニック (2Fすみれの間)	1. 施設整備の基本方針(素案)について ・優先順位づけの考え方 ・優先地区の選定と整備イメージ ・ソフト事業方策 (企業・市民との協働の考え方の提案) 「アドスポット事業」 「私の並木づくり」
第5回	H20/ 5/22 (木) ホテルニューアルカニック (3F鳳凰の間)	1. 21世紀の尼崎運河再生プロジェクト基本計画について 2. 今後の取り組み方針について

## 21世紀の尼崎運河再生協議会 趣意書

尼崎の南部臨海地域には縦横に走る運河や河川があり、古くから水運に利用され、高度成長期には港湾物流機能や産業機能として活用され、尼崎を阪神工業地帯の中核的存在として発展させるための重要な役割を担ってきました。

また、これらの運河や河川は、土地の低い南部臨海地域を高潮や豪雨による浸水から守る閘門式防潮システムの一環としての役割も果たしてきました。

しかし近年、産業構造や物流体系の変化等によって、その従来の役割や機能は次第に低下しつつあります。

一方、「リフレッシュポートあまがさき」計画、「尼崎シーブルー事業」等に基づき、運河や河川の整備、水質の浄化等が着々と図られており、これらの運河等は市民にうるおいと安らぎを与える水辺環境空間として、また、尼崎の森スポーツ健康増進施設など周辺の施設とともに都市のアメニティ空間として、大きなポテンシャルを有しています。

21世紀を迎え、兵庫県では、尼崎臨海地域を魅力と活力あるまちに再生するため、人々の暮らしにゆとりとうるおいをもたらす水と緑豊かな自然環境の創出による環境共生型のまちづくりをめざす「尼崎21世紀の森構想」を策定しました。

そして、21世紀の100年を時間軸にして、「森と水と人が共生する環境創造のまち」をテーマに、市民、企業、行政などあらゆる主体の参画と協働のもと、「環境の世紀」を切り開く先導的な森づくり、まちづくりの取り組みが始まっています。

このような状況を背景として、尼崎の南部臨海地域の貴重な財産である運河や河川を有効に生かし、運河等を核とした快適で魅力ある地域づくりや地域活性化に貢献することを目的として、「21世紀の尼崎運河再生プロジェクト（案）」を推進していきます。

また、本プロジェクトの推進にあたっては、兵庫県、尼崎市、地域団体、周辺企業等からなる21世紀の尼崎運河再生協議会(仮称)を設立するとともに、「尼崎21世紀の森」の取り組み等とも連携を図るなど、地域の特性を活かしながら効果的に取り組んでいきます。

## 21世紀の尼崎運河再生協議会 規約

## （名称）

第1条 本協議会は、「21世紀の尼崎運河再生協議会」（以下、協議会という）と称する。

## （目的）

第2条 協議会は、尼崎南部臨海地域の貴重な財産である運河や河川を有効に生かし、運河を核とした魅力ある地域づくりを目指した事業計画を策定し、その推進を図ることを目的とする。

## （所掌事項）

第3条 協議会の所掌事項は次に掲げるものとする。

- （1）運河再生の取り組み方針に関すること。
- （2）運河再生の具体的な方策等に関すること。
- （3）その他、運河再生に必要な事項に関すること。

## （組織）

第4条 協議会は、別表に掲げる委員で構成する。

2. 協議会は、会長が協議会に諮って定めた者を委員として追加することができるものとする。
3. 協議会は、必要に応じて別表以外の関係者の出席を求めることができる。

## （任期）

第5条 委員の任期は、本規約施行の日より平成20年3月31日までとする。ただし、都合により任期の延長が必要となる場合は、これを妨げないものとする。

## （会長、副会長および顧問）

第6条 協議会に会長1名・副会長・顧問を置くものとする。

2. 会長は学識経験を有する者とし、協議会を代表し、会務を掌握する。
3. 副会長は会長の指名によって決定し、会長を補佐し、会長に事故があるとき、または会長が欠けたときはその職務を代行する。
4. 顧問は、国土交通省 近畿地方整備局 神戸港湾事務所長とする。

## （会議）

第7条 協議会は、第1回を除き、各委員の要請により会長が招集する。

## （委員の代理出席）

第8条 委員は、やむを得ない理由のため会議に出席できないときは、あらかじめ会長の承認を得て、委員が指名する者を代理として出席させることができる。

（謝金・旅費）

第9条 委員（関係行政機関の委員は除く）は会議に従事した場合は、別に定める謝金等支給要領により謝金および旅費を支給するものとする。

（情報の公開）

第10条 協議会は公開とする。

2. 協議会議事については、これを公開とする。
3. 協議会議事の公開方法は協議会で定める。

（事務局）

第11条 協議会の事務局は、兵庫県 阪神南県民局 県土整備部 尼崎港管理事務所内に置く。

（規約の改正）

第12条 協議会は、この規約を改正する必要があると認めた時は、委員総数の過半数の同意を得て、これを行うことができる。

（雑則）

第13条 この規約に定めるものの他、協議会の運営に必要な事項は、会長が協議会に諮って定める。

（附則）

この規約は、平成19年 6月28日より施行する。

（※別表は、後で掲載する委員名簿を参考とする）

## 21世紀の尼崎運河再生協議会 委員名簿

区分	所属および役職名	氏名 (敬称略:順不同)	備考	
委員	学識 経験者	神戸市立工業高等専門学校 校長	◎黒田 勝彦	
	有識者	神戸新聞 論説委員兼編集委員	加藤 正文	
	各種 団体	尼崎商工会議所 専務理事	大石 治男	
		尼崎青年会議所 直前理事長	武井 彰	
	企業	松本運輸倉庫(株) 社長	松本 泰則	
		日新製鋼(株) 尼崎製造所 主任部員(総務チームリーダー)	○堀口 忠夫 (大竹 崇史)	第2回協議 会で交代
		旭硝子(株) 関西工場 総務部長	岡田 和之 (神田 知幸)	第2回協議 会で交代
		住友金属工業(株) 特殊管事業所 総務部長	田村 善章	
		日油(株) 尼崎工場 業務部 総務 GL	岩村 裕司	
	地元 代表	尼崎市社会福祉協議会 中央支部長	小田 理信 (澤井 正和)	第5回協議 会で交代
		尼崎市社会福祉協議会 大庄支部長	藤原 軍次	
	市民	NPO 法人尼崎 21 世紀の森 理事・事務局長	阿部 利雄	
		尼崎 21 世紀の森づくり協議会 まちづくり部会長	田代 加奈	
		尼崎南部再生研究室	綱本 武雄	
	尼崎市	市長	白井 文	
	兵庫県	阪神南県民局長	○青山 善敬	
		阪神南県民局 県土整備部長	百々 順一 (足立 眞清)	第5回協議 会で交代
顧問	国土 交通省 近畿地方整備局 神戸港湾事務所長	田所 篤博 (勝海 務)	第2回協議 会で交代	

※氏名欄の◎は会長を、○は副会長を示す。また、( )内は当初のメンバーで、途中交代した委員を示す。







# 尼崎運河MAP

平成19年7月作成



S=17,500 1KM



西堀運河のポートおき場



中堀運河のボードウォーク



丸島橋が上がったところ



西堀運河 スポーツの森の南側



尼崎の森中央緑地(完成予想)



元浜緑地の中央通り



であい橋



南堀運河



尼崎港管理事務所の船着場

